

刈谷市障害者計画
第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画
骨子案

令和5年8月

刈谷市

目次

第1部 計画の概要	1
1 計画策定の背景と趣旨	2
2 計画の性格	5
3 計画の期間	6
第2部 刈谷市障害者計画	7
第1章 障害のある人等の状況	8
1 障害者等の現状	8
2 当事者へのアンケートについて	14
3 当事者団体等へのヒアリング調査について	26
第2章 計画の基本的な考え方	30
1 基本理念	30
2 基本目標	30
3 施策の重点課題	31
4 施策の体系	33
第3章 施策の展開	34
基本目標1 暮らしの基盤づくり	35
基本目標2 自立と社会参加の基盤づくり	46
基本目標3 人にやさしいまちづくり	56
第3部 第7期障害福祉計画 第3期障害児福祉計画	65
第1章 サービス利用の状況	66
1 障害福祉サービス等の提供状況	66
2 地域生活支援事業の利用状況	71
3 障害児通所支援等の利用状況	73
4 市内事業所の状況	75
第2章 成果目標の設定	76
1 国の成果目標	76
2 本市の成果目標	78
第3章 障害福祉サービス等の見込み	79
1 障害福祉サービスの見込み	79
2 地域生活支援事業の見込み	79
3 障害児通所支援等に関するサービスの見込み	79
第4部 計画の推進体制	80
1 計画の広報・周知	81
2 計画の推進	81
3 計画の進捗管理	81
資料編	82

第1部

計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨

(1) 計画策定の趣旨

国では、平成 18 年に国連総会で採択された「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」の批准に向けて、平成 23 年の「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」の制定、平成 24 年の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者自立支援法からの改称、障害者総合支援法）」の一部改正、平成 25 年の「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」の一部改正等、国内の法整備が進められ、平成 26 年に同条約を批准しました。その後も「障害者総合支援法及び児童福祉法」の改正・施行等により障害者福祉の向上のための法整備が進んでいます。また、令和 3 年 5 月の「障害者差別解消法」の一部改正により、令和 6 年 4 月から民間事業者による“合理的配慮”の提供が義務化され、さらに、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）」では障害者による情報の取得及び利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進すること等が規定されるなど、近年においても大きな動きがみられます。

このような中、令和 5 年 3 月に「障害者基本計画（第 5 次）」が策定されました。計画の基本理念には、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向け、障害者が自らの能力を最大限発揮して自己実現できるように支援するとともに、社会参加を制約する社会的な障壁を除去するために政府が取り組むべき障害者施策の基本的な方向を定めています。

刈谷市（以下、「本市」という）では、平成 30 年 3 月「刈谷市障害者計画」、令和 3 年 3 月に「第 6 期刈谷市障害福祉計画・第 2 期刈谷市障害児福祉計画」を策定し、様々な障害者施策を推進してきました。近年では、肢体不自由児向けの特別支援学校の開校、地域生活支援拠点の運用開始、日中サービス支援型を含むグループホームへの支援、手話は言語であることへの理解を広め、普及を図るための手話言語条例の制定など、障害者が安心して暮らし続けられる環境の整備に取り組んできました。この度、両計画の計画期間が令和 5 年度に終了することから、社会情勢、国の動向、これまでの本市の取組や障害者のニーズを踏まえ、令和 6 年度を初年度とする「刈谷市障害者計画・第 7 期刈谷市障害福祉計画・第 3 期刈谷市障害児福祉計画」（以下、「本計画」という）を一体的に策定します。

(2) 障害者に関連する各種制度・法律等の動向

■国と刈谷市の動き

	国の主な流れ	概要	刈谷市の計画		
H18	障害者自立支援法施行	自立支援法に基づく新体系サービスへの移行がはじまる。応益負担によるサービス費用の一部が自己負担となる。	刈谷市障害者計画	刈谷市障害福祉計画	
H19	学校教育法改正	特別支援教育がはじまる。			
	障害者権利条約署名	障害者の権利条約の締結に向けた取組みがはじまる。			
H20	障害者雇用促進法の一部改正	障害者雇用納付金制度の適用対象範囲が拡大される。			
H21	障害者制度改革	「障がい者制度改革推進会議」が開催される。		第2期刈谷市障害福祉計画	
H22	障害者自立支援法の一部改正	利用者負担の見直し、障害者の範囲の見直し、相談支援の充実、障害児支援の強化等が盛り込まれる。			
H23	障害者虐待防止法成立	障害者に対する虐待の禁止、国等の責務を定める			
	障害者基本法の一部改正	目的規定や障害者の定義等を見直される。			
H24	障害者優先調達推進法成立	障害者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項を定めることにより、障害者施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図る。		刈谷市障害者計画	第3期刈谷市障害福祉計画
	障害者総合支援法成立	「障害者基本法の一部改正」を踏まえた基本理念や、障害者の範囲の拡大等が定められる。			
H25	障害者差別解消法成立	差別を解消するための合理的配慮の不提供の禁止等を定められる。			
H26	障害者権利条約批准	「障害者の権利に関する条約」の批准書を国際連合事務総長に寄託し、2014(平成26)年2月19日より国内において効力が生じる。	第4期刈谷市障害福祉計画		
	難病の患者に対する医療等に関する法律成立	難病患者に対する医療費助成に関して、法定化により公平かつ安定的な制度とすることなどを定め、医療費助成対象疾病を拡大。			
H27	障害者差別解消法基本方針の閣議決定	「障害者差別解消法」に基づき、障害を理由とする差別の解消に向けた政府の施策の総合的かつ一体的な実施に関する基本的な考え方を示す。			
H28	障害者雇用促進法改正	雇用の分野における、差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供を義務化する。			
	障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正	障害者の望む地域生活の支援や障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備を進める。			

	国の主な流れ	概要	刈谷市の計画	
H28	発達障害者支援法の一部改正	教育場面における個別支援計画の作成やいじめ防止、国を主体とする就労支援、家族等への支援、協議会の設置等を規定。		
H29				
H30	障害者による文化芸術活動の推進に関する法律成立	障がい者による文化芸術の鑑賞及び創造の機会の拡大、文化芸術の作品等の発表の機会の確保等を規定。	刈谷市障害者計画	第5期障害福祉計画 第1期障害児福祉計画
	ユニバーサル社会実現推進法成立	ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に進める。		
R1	視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律成立	国や自治体に、視覚障害者等の読書環境を整備する責務を規定。		
R1	障害者雇用促進法の一部改正	「障害者活躍推進計画」策定の義務化、特定短時間労働者を雇用する事業主に対する特例給付金の支給等を規定。		
R2				
R3	医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律成立	国や地方自治体が医療的ケア児及びその家族の支援を行う責務を負う。		第6期障害福祉計画 第2期障害児福祉計画
	障害者差別解消法の一部改正	事業者による障害者への合理的な配慮の提供を義務化、国や地方公共団体の連携協力の責務の追加、差別を解消するための支援措置の強化等を規定。		
R4	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法成立	障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進する。		
	こども基本法成立	令和5年4月の「こども家庭庁」の設置とともに施行され、「こどもまんなか社会」の実現に向けてこども施策を総合的に推進する。		

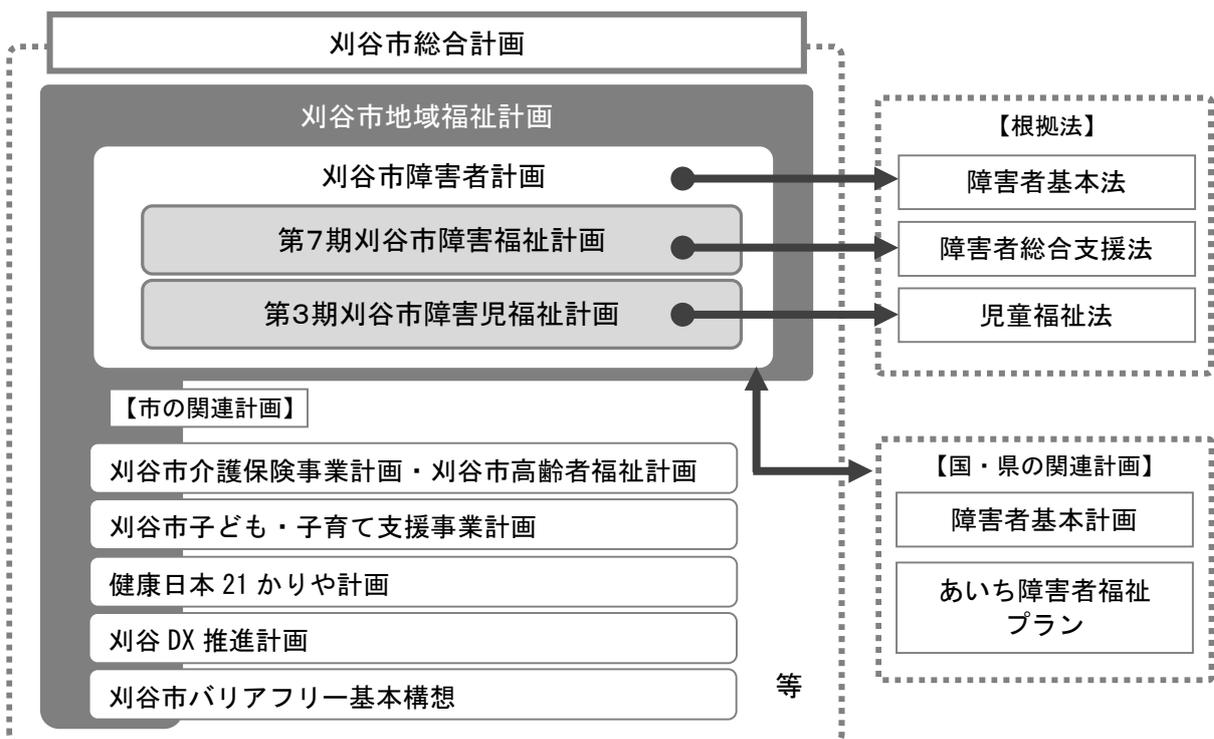
2 計画の性格

「刈谷市障害者計画」は障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく「市町村障害者計画」で、本市における障害者施策の基本的な考え方を明らかにし、障害者施策の総合的な推進を目指すものです。また、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」第 9 条第 1 項の規定の趣旨も踏まえ策定します。

また、「第 7 期刈谷市障害福祉計画・第 3 期刈谷市障害児福祉計画」は、障害者総合支援法第 88 条に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第 33 条の 20 に基づく「市町村障害児福祉計画」で、計画期間各年度の障害福祉サービス等の見込み量や提供体制を定めるものです。

本計画の策定にあたっては、国の「障害者基本計画（第 5 次）」及び愛知県の「あいち障害者福祉プラン」等の内容を踏まえて策定します。また、本市の最上位計画である「刈谷市総合計画」、福祉分野の上位計画である「刈谷市地域福祉計画」と整合を図っていきます。

■計画の関連イメージ



3 計画の期間

「刈谷市障害者計画」の計画期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間、「第7期刈谷市障害福祉計画」「第3期刈谷市障害児福祉計画」は令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

ただし、社会情勢の変化等を踏まえ、見直しの必要がある際は柔軟に対応します。

R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
			刈谷市障害者計画						
第6期刈谷市障害福祉計画 第2期刈谷市障害児福祉計画			第7期刈谷市障害福祉計画 第3期刈谷市障害児福祉計画			第8期刈谷市障害福祉計画 第4期刈谷市障害児福祉計画			

第2部

刈谷市障害者計画

第1章 障害のある人等の状況

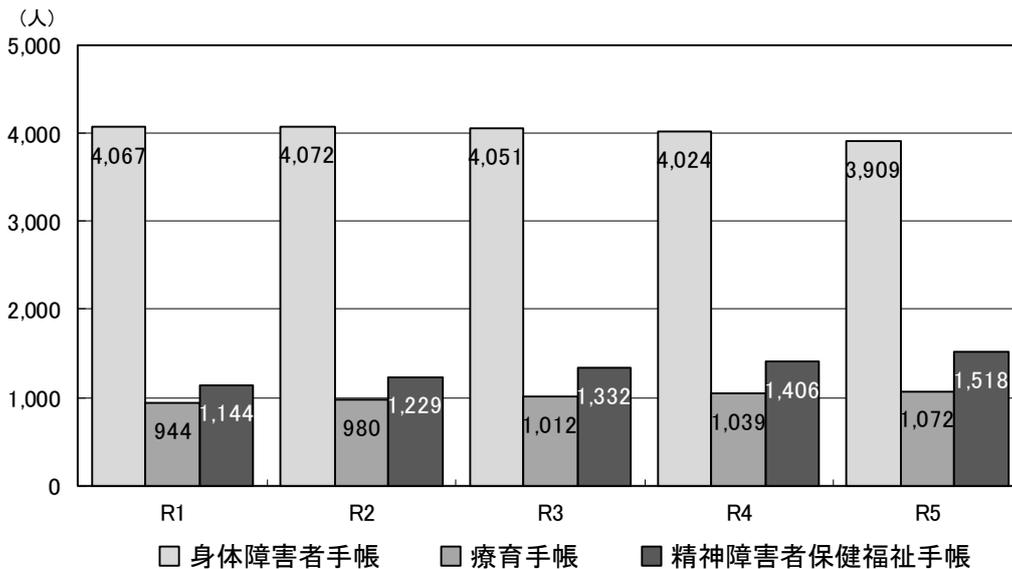
1 障害者等の現状

(1) 障害者手帳所持者の状況

○本市の障害者手帳所持者数は、令和5年4月1日現在で身体障害者手帳所持者 3,909 人、療育手帳所持者 1,072 人、精神障害者保健福祉手帳所持者 1,518 人となっています。身体障害者手帳は市民の 39 人に 1 人、療育手帳は 142 人に 1 人、精神障害者保健福祉手帳は 100 人に 1 人が所持している状況です。

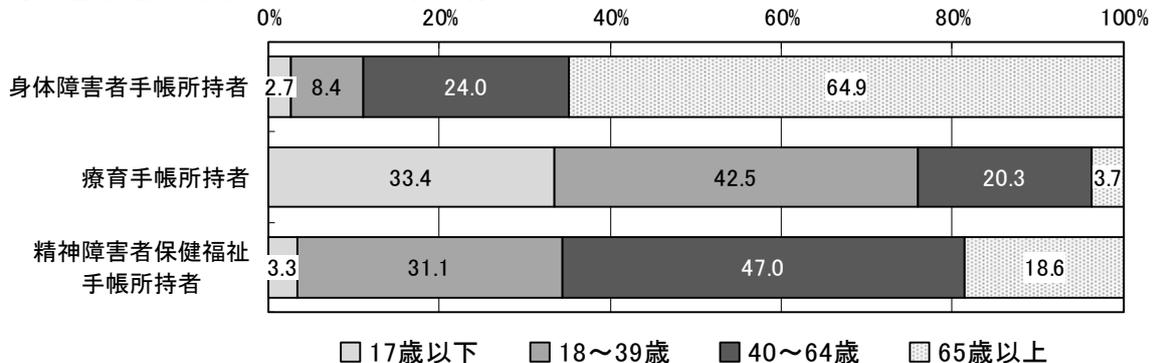
○令和5年4月1日現在の手帳種別年齢層別構成比は、身体障害者手帳は 65 歳以上、療育手帳は 18～39 歳、精神障害者保健福祉手帳は 40～64 歳が、それぞれ最も割合が高くなっています。

■ 障害者手帳所持者数の推移(各年4月1日現在)



資料：福祉総務課

■ 手帳種別年齢層別構成比(令和5年4月1日現在)



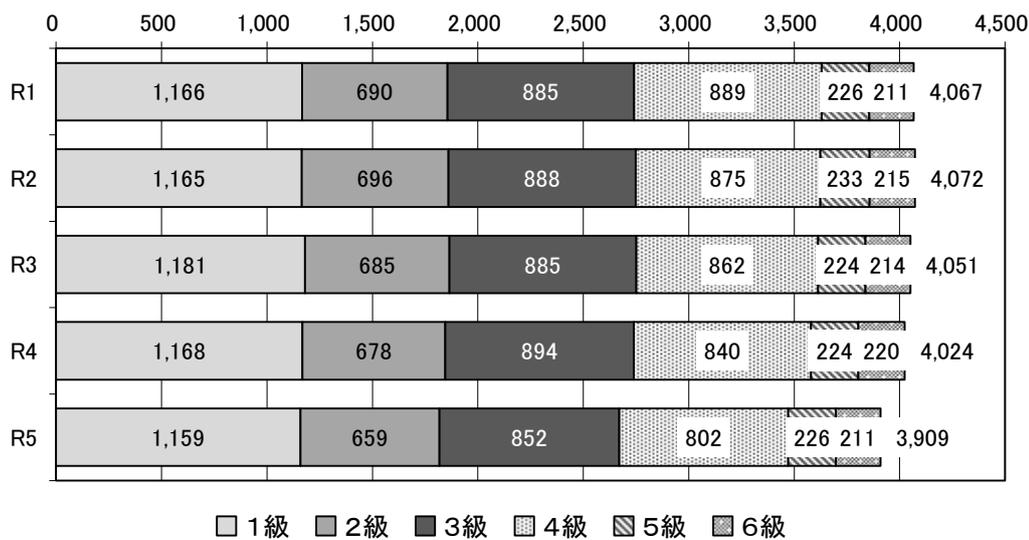
※グラフ中の「%」は、小数点第2位以下を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

資料：福祉総務課

① 身体障害者

- 身体障害者手帳所持者数の推移をみると、6級の手帳所持者数が増加傾向にあります。
- 種類別では、令和5年4月1日現在、18歳以上、18歳未満ともに肢体不自由が最も高く、次いで内部障害となっています。推移をみると、18歳以上の視覚障害、内部障害で増加傾向にあり、18歳以上の肢体不自由で年々減少しています。

■障害等級別 身体障害者手帳所持者数の推移(各年4月1日現在)



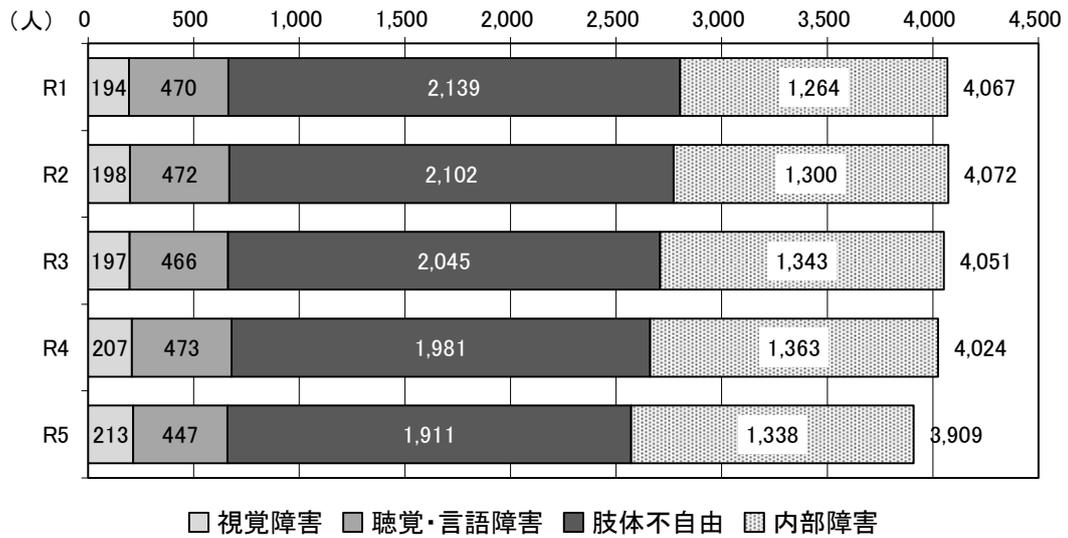
資料：福祉総務課

■障害種類・年齢区分別 身体障害者手帳所持者数の推移(各年4月1日現在)

区分		R1	R2	R3	R4	R5
視覚障害	18歳以上	192	196	195	206	212
	18歳未満	2	2	2	1	1
聴覚・言語障害	18歳以上	461	463	457	464	437
	18歳未満	9	9	9	9	10
肢体不自由	18歳以上	2,066	2,028	1,971	1,906	1,838
	18歳未満	73	74	74	75	73
内部障害	18歳以上	1,241	1,279	1,318	1,341	1,318
	18歳未満	23	21	25	22	20
合計	18歳以上	3,960	3,966	3,941	3,917	3,805
	18歳未満	107	106	110	107	104

資料：福祉総務課

■障害種別 身体障害者手帳所持者数の推移(各年4月1日現在)

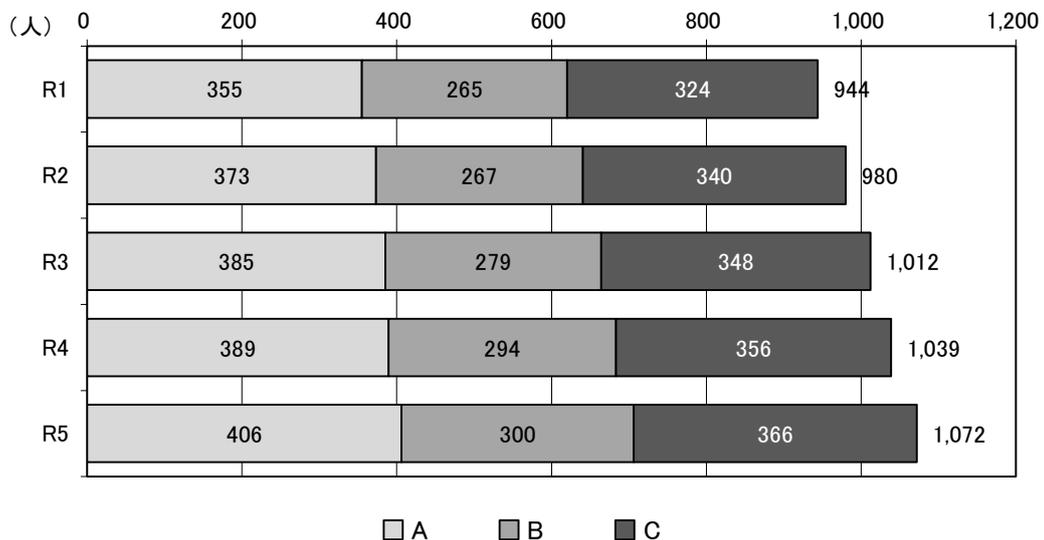


資料：福祉総務課

② 知的障害者

○療育手帳所持者数の推移をみると、全ての等級で増加傾向にあります。

■障害等級別 療育手帳所持者数の推移(各年4月1日現在)

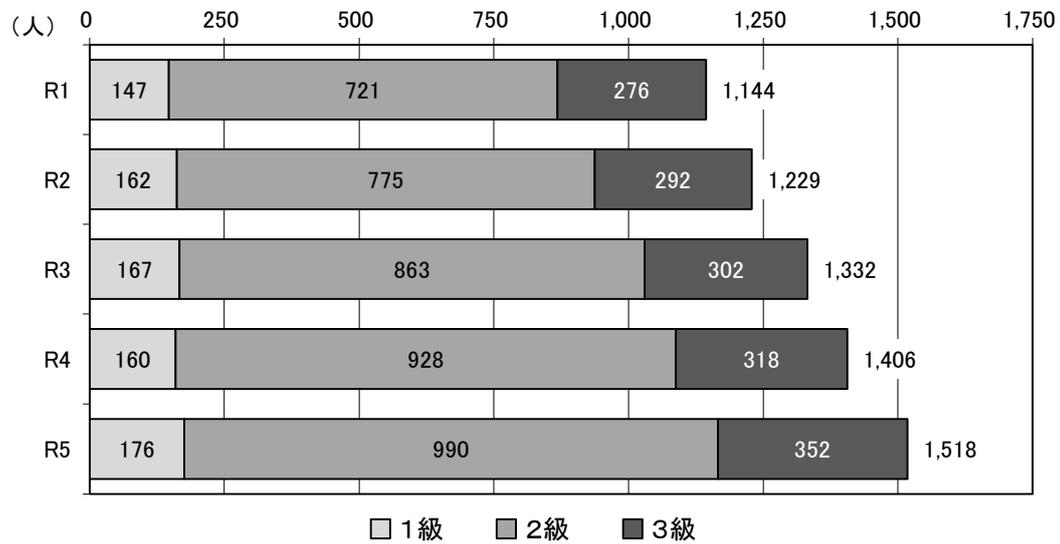


資料：福祉総務課

③ 精神障害者

○精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、全ての等級で増加傾向にあります。

■障害等級別 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移(各年4月1日現在)



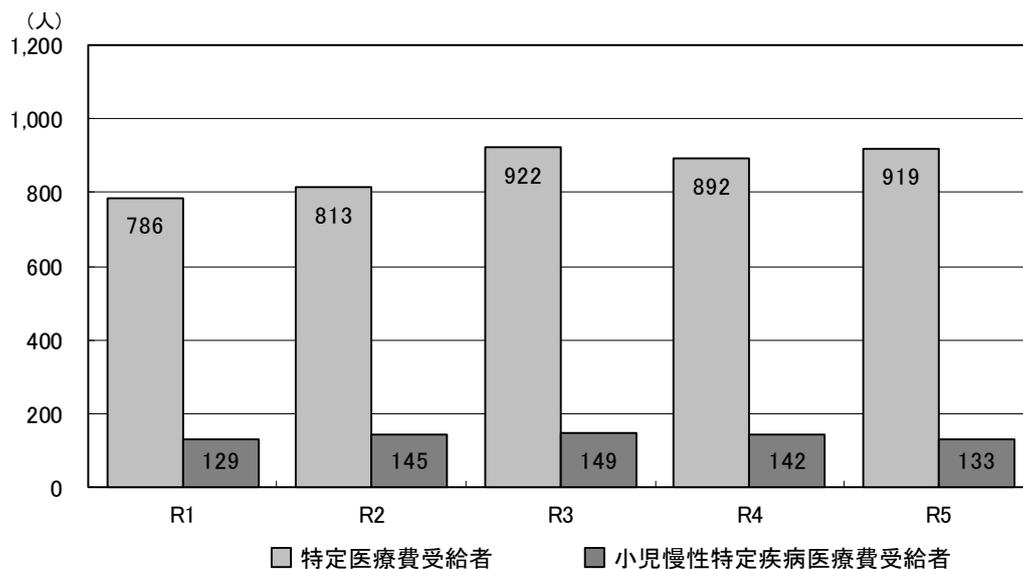
資料：福祉総務課

(2) 難病患者等の状況

○特定医療費受給者証所持者数は、増減を繰り返しつつ増加傾向となっています。

○小児慢性特定疾病医療費受給者は、概ね 130～150 人で推移しています。

■特定医療費受給者証所持者数の推移(各年4月1日現在)



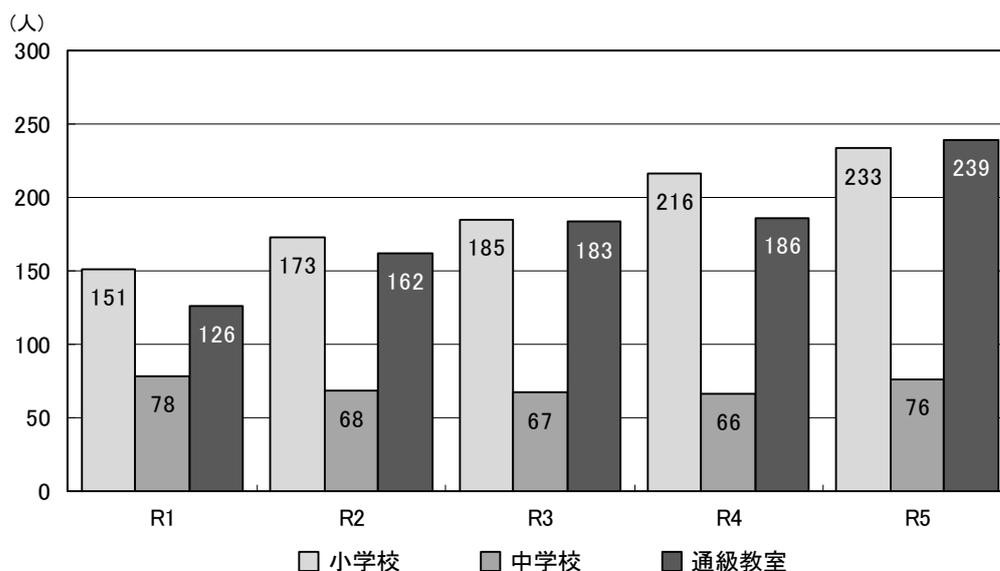
資料：衣浦東部保健所

(3) 特別支援学級・特別支援学校の児童生徒数の状況

○特別支援学級の児童生徒数は、小学校の特別支援学級と通級教室で増加傾向となつてい
ます。

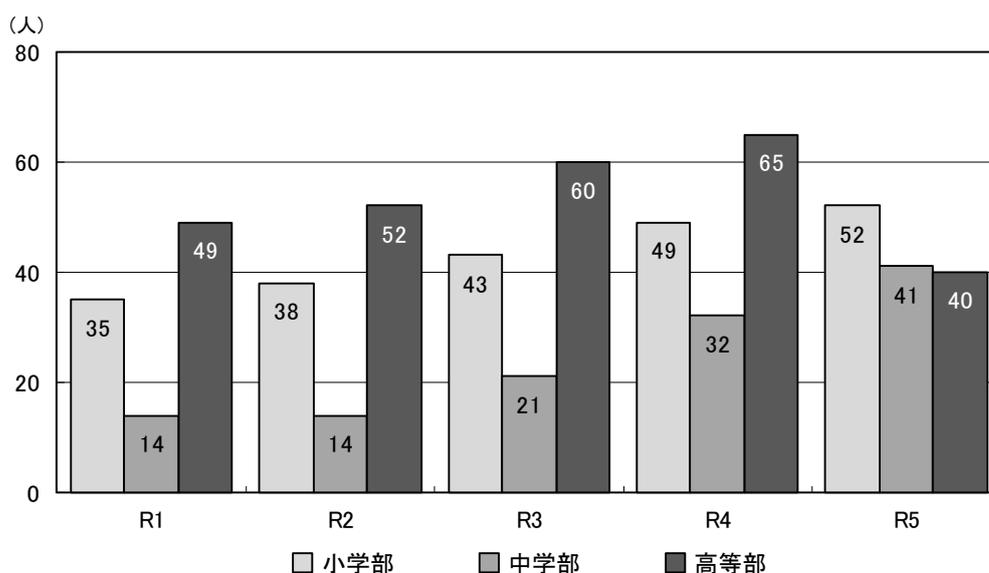
○特別支援学校に通学する児童生徒数は、小学部、中学部が増加傾向にあります。高等部も
令和元年以降増加していましたが、令和5年に減少しています。

■特別支援学級の児童生徒数の推移(各年5月1日現在)



資料：学校教育課

■特別支援学校の児童生徒数の推移(各年5月1日現在)



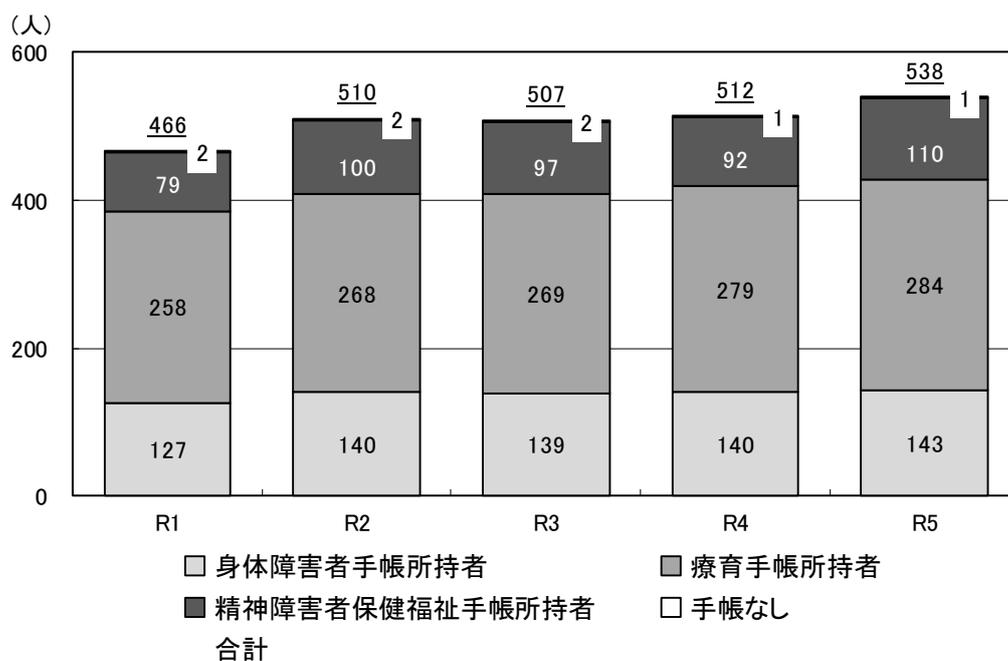
資料：学校教育課

(4) 障害支援区分認定者数の状況

○本市の障害支援区分認定者数は、令和5年4月1日現在で538人となっています。

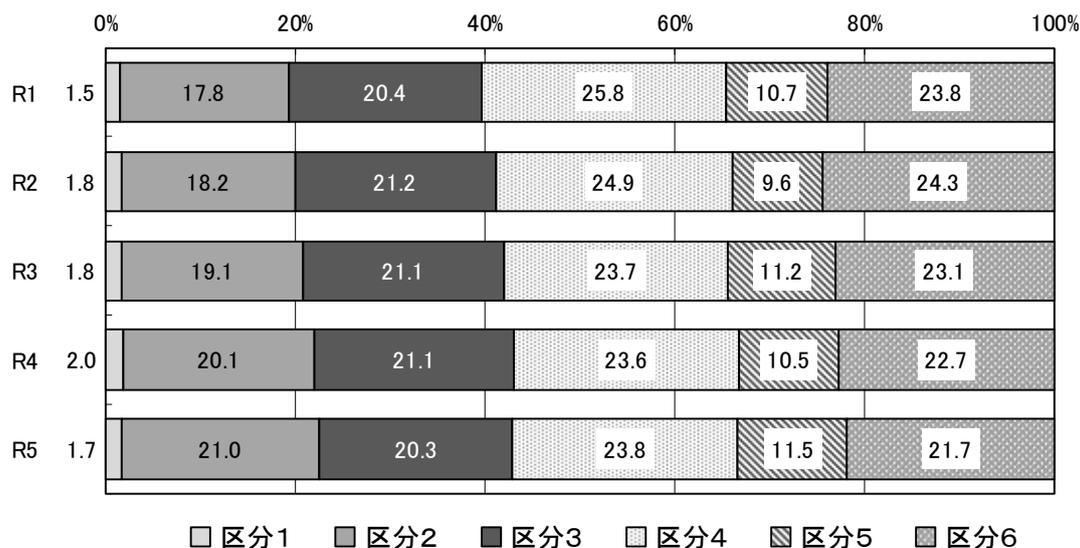
○障害支援区分認定者数は増加傾向にあり、障害支援区分割合を経年でみると、区分2、5の占める割合がやや高まっています。

■障害支援区分認定者数の推移(各年4月1日現在)



資料：福祉総務課

■障害支援区分割合の推移(各年4月1日現在)



※グラフ中の「%」は、小数点第2位以下を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

資料：福祉総務課

2 当事者へのアンケートについて

(1) アンケート調査の概要

障害者手帳所持者(身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者)、障害福祉サービス利用者を対象にアンケート調査を実施しました。

■調査に関する事項(各調査共通)

区分	内容
調査票の配布・回収方法	郵送配布・郵送回収(一部WEB回答)
調査基準日	令和4年11月1日現在
調査期間	令和4年11月19日～令和4年12月9日

■配布・回収に関する事項

区分		障害者	障害児
調査対象者	条件	障害者手帳所持者	障害者手帳所持者 障害福祉サービスなどを利用している 18歳未満
	調査数	1,826人	524人
	所持者数	5,971人	771人
有効回収件数		964件(うちWEB 81件)	261件(うちWEB 47件)
有効回収率		52.8%	49.8%

(2) グラフ等を見る際の留意点

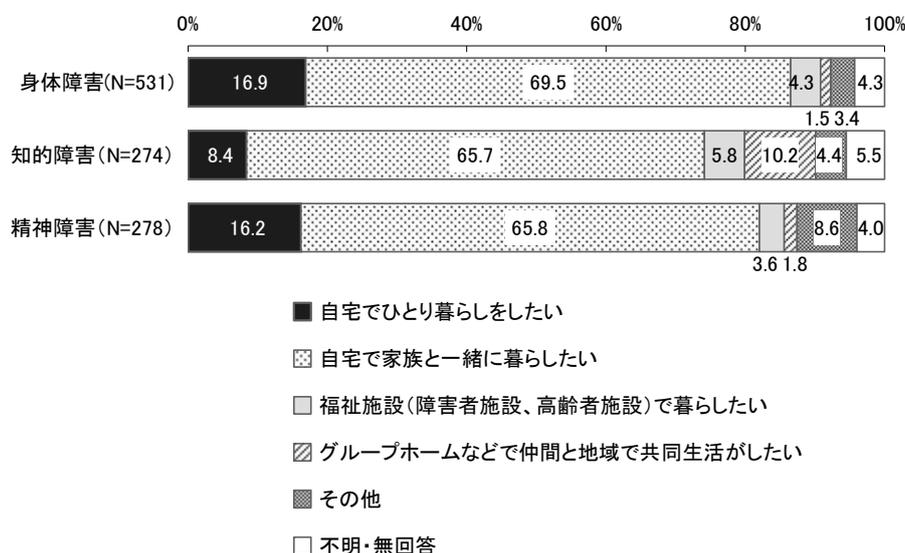
- 図表中の「N数(number of case)」は集計対象者総数(あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人)を示しています。
- グラフ中の「%」は、小数第2位を四捨五入しているため、単数回答の設問(1つだけに○をつけるもの)であっても合計が100.0%にならない場合があります。
- 図表中において、「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が著しく困難なものです。

(3) 調査結果

①生活支援について

- 現在暮らしている場所は、いずれの障害でも「自宅で家族等と暮らしている」が概ね70%以上と高くなっています。
- 今後の希望する暮らしでも、「自宅で家族と一緒に暮らしたい」が大部分となっていますが、知的障害では10.2%がグループホームで暮らすことを希望しています。
- 希望する暮らしを送るための支援は、いずれの障害でも「経済的な負担の軽減」が高くなっています。また、障害児で「生活訓練などの充実」が他に比べて高く、ニーズがあることがうかがえます。その他、知的障害、精神障害、障害児では「相談対応などの充実」も比較的高くなっています。

■今後3年以内の希望する暮らし方（単数回答）



■希望する暮らしを送るための支援（複数回答）

	身体障害 (N=531)	知的障害 (N=274)	精神障害 (N=278)	障害児 (N=261)
第1位	経済的な負担の軽減 (44.8%)	経済的な負担の軽減 (46.0%)	経済的な負担の軽減 (68.3%)	経済的な負担の軽減 (61.7%)
第2位	必要な在宅サービスが適切に利用できること (36.0%)	相談対応などの充実 (38.3%)	相談対応などの充実 (43.9%)	相談対応などの充実 (53.3%)
第3位	在宅で医療的ケアなどが適切に得られること (28.8%)	必要な在宅サービスが適切に利用できること (33.6%)	生活に適した住居の確保 (28.8%)	生活訓練などの充実 (48.3%)

②日中活動や雇用・就労について

- 外出頻度は知的障害、障害児で比較的多くなっています。「外出しない」と「年に数回」といった閉じこもり傾向にある人は身体障害で合わせて6.5%、知的障害で3.3%、精神障害で3.2%となっています。
- 外出時に困っていることでは、「困った時にどうすればいいか心配」が知的障害、精神障害、障害児で高く、不測の事態に対する不安が大きいことがうかがえます。身体障害では「公共交通機関が少ない（ない）」などの物理的な障壁について高くなっています。
また、年齢別で見ると、64歳以下で「外出にお金がかかる」といった経済面での不安、65歳以上で「道路や駅に階段や段差が多い」といったハード面での不安も高くなっています。
- 日中活動の状況では、「仕事をしている」割合がいずれの障害も約20～30%となっています。身体障害の65歳以上で「自宅で過ごしている」割合が高くなっています。知的障害では「仕事をしている」と「福祉施設、作業所などに通っている」を合わせて72.2%と、何らかの就労的な活動をしています。精神障害では「自宅で過ごしている」が29.1%と高く、どこともつながりを持たずに暮らしている可能性があります。
- 仕事をしている障害のある人の職場での悩みでは、特に精神障害で「工作中的体調の変化に不安がある」や「自分の考えや思ったことが伝えられない」などが高くなっており、身体障害、知的障害のある人に比べて悩み等を抱えやすいことがうかがえます。
- 仕事をしていない障害者で、就労を希望すると回答した割合は身体障害で13.1%、知的障害で34.4%、精神障害で45.2%となっています。

■外出時に困っていること（複数回答）

	身体障害 (N=531)	知的障害 (N=274)	精神障害 (N=278)	障害児 (N=261)
第1位	公共交通機関が少ない（ない）(23.9%)	困った時にどうすればいいのか心配(44.9%)	外出にお金がかかる(36.0%)	困った時にどうすればいいのか心配(41.0%)
第2位	道路や駅に階段や段差が多い(23.5%)	交通手段がない、少ない(23.4%)	困った時にどうすればいいのか心配(36.0%)	切符の買い方や乗換えの方法がわかりにくい(22.2%)
第3位	困った時にどうすればいいのか心配(23.5%)	切符の買い方や乗換えの方法がわかりにくい(22.6%)	周囲の目が気になる(23.7%)	周囲の目が気になる(19.9%)

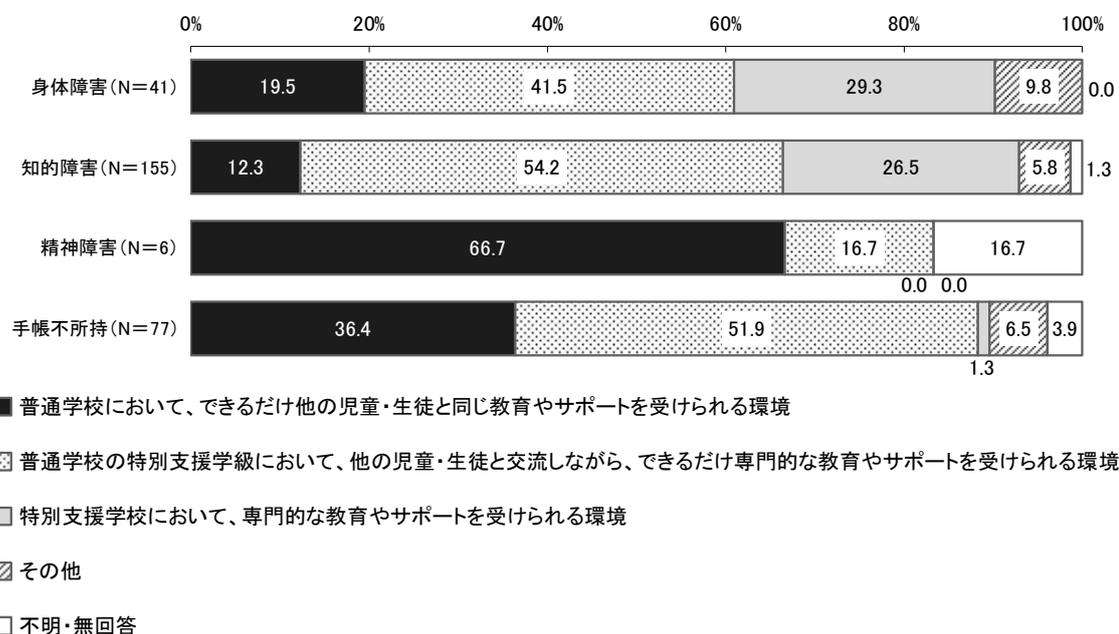
■仕事の悩み・不安（複数回答）

	身体障害 (N=115)	知的障害 (N=90)	精神障害 (N=72)
第1位	工作中的体調の変化に不安がある(20.9%)	自分の考えや思ったことが伝えられない(28.9%)	工作中的体調の変化に不安がある(44.4%)
第2位	賃金や待遇面で不満がある(15.7%)	職場内で障害に対する理解が不足している(13.3%)	自分の考えや思ったことが伝えられない(37.5%)
第3位	自分の考えや思ったことが伝えられない(12.2%)	賃金や待遇面で不満がある(12.2%) 通勤が大変である(12.2%) 相談できる人や援助者がいない(12.2%) 工作中的体調の変化に不安がある(12.2%)	職場内で障害に対する理解が不足している(27.8%)

③療育・教育・就学・就職について(障害児)

- 障害児が求める療育上の支援では「きめ細やかな支援」という支援技術に関することや、「関係機関の連携」「情報提供」「日中、療育を受けられる場の充実」が50%以上と高くなっています。
- 望ましい就学環境について、「普通学校の特別支援学級において、他の児童・生徒と交流しながら、できるだけ専門的な教育やサポートを受けられる環境」が身体障害で41.5%、知的障害で54.2%、手帳不所持で51.9%と高くなっています。
- 園、学校生活を送る上で充実してほしいことは、「障害に対する職員の理解促進」が75.1%と最も高くなっています。
- 将来働くことの希望では、「一般の職場」が39.5%と、一般就労を希望する回答割合が高くなっています。

■望ましい就学環境（単数回答）



④相談状況や情報取得について

- 悩んでいることや相談したいことは、身体障害、精神障害で「自分の健康や治療のこと」、障害児で「就学や進学のこと」が高くなっています。精神障害では「生活費など経済的なこと」も高くなっています。
- 相談先に求めるものは障害児では「専門性」が、その他の障害では「行きやすさ」といった立地的なことがあがっています。精神障害では「土日や平日夜などでも相談できること」といった、時間に関わらない相談も比較的ニーズが高くなっています。

■悩んでいることや相談したいこと（複数回答）

	身体障害 (N=531)	知的障害 (N=274)	精神障害 (N=278)	障害児 (N=261)
第1位	自分の健康や治療のこと (34.5%)	生活費など経済的なこと (23.4%)	自分の健康や治療のこと (50.4%)	就学や進学のこと (48.7%)
第2位	生活費など経済的なこと (22.6%)	緊急時や災害時のこと (23.0%)	生活費など経済的なこと (48.6%)	仕事や就職のこと (21.1%)
第3位	介助や介護のこと (17.1%) 緊急時や災害時のこと (17.1%)	自分の健康や治療のこと (20.1%)	仕事や就職のこと (25.9%)	意思表示ができないこと (18.8%)

■相談先に求めるもの（複数回答）

	身体障害 (N=531)	知的障害 (N=274)	精神障害 (N=278)	障害児 (N=261)
第1位	行きやすい、身近な地域で相談できること (28.8%)	行きやすい、身近な地域で相談できること (37.2%)	行きやすい、身近な地域で相談できること (36.3%)	相談対応する職員に専門性があること (55.6%)
第2位	土日や平日夜などでも相談できること (23.0%)	相談対応する職員に専門性があること (29.6%)	相談対応する職員に専門性があること (31.7%)	行きやすい、身近な地域で相談できること (42.1%)
第3位	1つの窓口で対応できること (22.6%)	土日や平日夜などでも相談できること (25.2%)	土日や平日夜などでも相談できること (30.6%)	1つの窓口で対応できること (20.7%)

⑤保健・医療について

○医療を受ける上での困りごとは、いずれの障害でも「特に困っていることはない」が最も高くなっています。また、「特に困っていることはない」以外では、「医師・看護師などに病気の症状を正しく伝えられない」がやや高くなっています。障害児では「専門的な治療をしてくれる病院が近くにない」も高くなっています。

■医療を受ける上で困っていること（「特に困っていることはない」を除く）（複数回答）

	身体障害 (N=531)	知的障害 (N=274)	精神障害 (N=278)	障害児 (N=261)
第1位	医師・看護師などに病気の症状を正しく伝えられない (13.6%)	医師・看護師などに病気の症状を正しく伝えられない (28.5%)	医師・看護師などに病気の症状を正しく伝えられない (24.5%)	医師・看護師などに病気の症状を正しく伝えられない (17.6%)
第2位	いくつもの病院に通わなければならない (12.6%)	医師・看護師などの指示や説明がよくわからない (20.1%)	いくつもの病院に通わなければならない (16.5%)	専門的な治療をしてくれる病院が近くにない (17.2%)
第3位	医師・看護師などの指示や説明がよくわからない (10.0%)	いくつもの病院に通わなければならない (12.0%)	医療費の助成制度がわかりにくい (10.8%)	いくつもの病院に通わなければならない (13.0%)

⑥障害福祉サービス等について

○サービスにおいて、「今より利用を増やす」割合が高いサービスは、身体障害では「居宅介護」「短期入所」、知的障害では「移動支援」「短期入所」「共同生活援助」「日中一時支援」「居宅介護」、精神障害では「就労継続支援（A型・B型）」「就労移行支援」「就労定着支援」「計画相談支援」「地域移行支援」、障害児では「放課後等デイサービス」「移動支援」「日中一時支援」「児童発達支援」「障害児相談支援」「レスパイト」となっており、これらのサービスでは利用量が増加する可能性があります。

■今より利用を増やすサービス（複数回答）

	身体障害 (N=531)	知的障害 (N=274)	精神障害 (N=278)	障害児 (N=261)
第1位	居宅介護（ホームヘルプ）（4.5%）	移動支援（8.4%）	就労継続支援（A型、B型）（6.8%）	放課後等デイサービス（19.2%）
第2位	短期入所（ショートステイ）（4.0%）	短期入所（ショートステイ）（7.7%）	就労移行支援（6.5%）	移動支援（11.9%）
第3位	移動支援（3.6%）	共同生活援助（グループホーム）（6.9%）	就労定着支援（5.8%）	日中一時支援（8.4%）
第4位	計画相談支援（2.4%）	日中一時支援（6.9%）	計画相談支援（5.0%）	児童発達支援（6.5%）
第5位	施設入所支援（2.1%）	居宅介護（ホームヘルプ）（5.5%）	地域移行支援（3.6%）	障害児相談支援（5.7%） レスパイト（5.7%）

⑦スポーツ・文化芸術活動について

○スポーツ・文化芸術活動に参加している障害者の割合は、身体障害で13%、知的障害で18.6%、精神障害で5.8%となっています。今後の参加意向は、知的障害、精神障害で約10%～20%みられます。

○スポーツ・文化芸術活動への参加条件は、身体障害、知的障害で「身近なところで活動できる」、精神障害で「経済的な負担が少ない」が高くなっています。

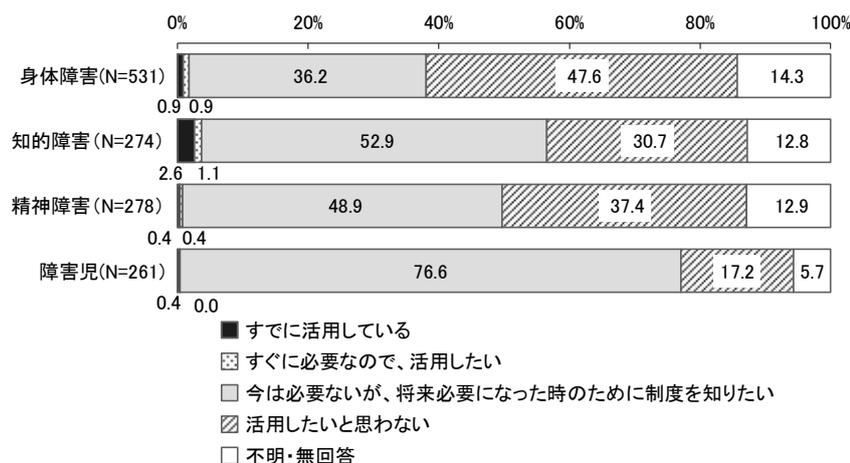
■スポーツや文化芸術活動への参加条件（複数回答）

	身体障害 (N=137)	知的障害 (N=107)	精神障害 (N=70)
第1位	身近なところで活動できる（58.4%）	身近なところで活動できる（55.1%）	経済的な負担が少ない（67.1%）
第2位	活動情報の提供（40.1%）	活動情報の提供（46.7%）	身近なところで活動できる（60.0%）
第3位	障害のある人もない人も一緒に活動できる（37.2%）	適切な指導者やリーダーがいる（39.3%）	活動情報の提供（55.7%）

⑧権利擁護について

- 差別等の経験は知的障害、精神障害で約30%が「ある」となっています。「少しある」も含めると、身体障害以外では50%以上が差別等を経験しています。
- 差別等の経験の場所は知的障害、精神障害、障害児では「学校・仕事場」、身体障害、知的障害、障害児では「外出中」が高くなっています。精神障害で「仕事を探すとき」も高くなっています。
- 成年後見制度についてはいずれの障害も「制度も内容も知らない」が40%弱となっており、周知が進んでいないことが伺えます。
- 成年後見制度の利用意向では「今は必要ないが、将来必要になった時のために制度を知りたい」が知的障害で52.9%、精神障害で48.9%、障害児で76.6%と高くなっており、情報取得のニーズがあることが伺えます。
- 合理的配慮に求めることで平成28年調査と比較すると、「特に合理的配慮を必要としない」が高くなっており、社会において、合理的配慮に取り組む意識が一定程度醸成されてきていることも要因のひとつとして考えられます。

■成年後見制度の利用状況・利用意向（単数回答）



⑨地域の福祉について

- 受けたボランティアでは、「緊急時の連絡や対応」が知的障害で 31.8%、精神障害で 28.4%と、それぞれ高くなっています。
- 地域行事等への参加状況は身体障害、知的障害で 10%強、精神障害で 6.8%と、低くなっています。知的障害では「今後参加したい」が 19.7%と、他の障害に比べて参加意向が高くなっています。
- 参加したい地域の活動や行事は、「地域の行事・イベントへの参加」が身体障害で 53.9%、知的障害で 67.0%、精神障害で 64.2%と、それぞれ最も高くなっています。精神障害では「障害を理解する地域の勉強会や講演への協力」が他の障害と比べて高くなっており、障害特性が外見上でわかりにくい精神障害に対する理解を深めてほしいと希望していると考えられます。

■参加したい地域の活動や行事（複数回答）

	身体障害 (N=128)	知的障害 (N=91)	精神障害 (N=53)
第 1 位	地域の行事・イベントへの参加 (53.9%)	地域の行事・イベントへの参加 (67.0%)	地域の行事・イベントへの参加 (64.2%)
第 2 位	地域で活動する団体（自治会・子ども会・老人クラブなど）への参加 (39.1%)	地域の防災活動への参加 (20.9%)	障害を理解する地域の勉強会や講演への協力 (28.3%)
第 3 位	地域の防災活動への参加 (30.5%)	地域の行事・イベントの開催の手伝い (15.4%)	地域で活動する団体（自治会・子ども会・老人クラブなど）への参加 (26.4%)

⑩災害時について

- 災害時の避難については「できない」が知的障害で 45.6%、障害児で 66.3%と高くなっています。
- 一緒に避難してもらえない割合は身体障害で 11.5%、精神障害で 15.1%となっています。
- 災害時に困ることは身体障害、知的障害、障害児で「避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安」、精神障害で「投薬や治療が受けられない」がそれぞれ最も高くなっています。知的障害、精神障害、障害児では「周囲とコミュニケーションがとれない」も高くなっています。

■災害時に困ること（複数回答）

	身体障害 (N=531)	知的障害 (N=274)	精神障害 (N=278)	障害児 (N=261)
第 1 位	避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安 (51.4%)	避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安 (50.4%)	投薬や治療が受けられない (60.8%)	避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安 (53.3%)
第 2 位	投薬や治療が受けられない (47.5%)	周囲とコミュニケーションがとれない (44.5%)	避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安 (51.4%)	周囲とコミュニケーションがとれない (51.3%)
第 3 位	安全なところまで、迅速に避難することができない (39.5%)	安全なところまで、迅速に避難することができない (41.6%)	周囲とコミュニケーションがとれない (26.6%)	安全なところまで、迅速に避難することができない (49.0%)

⑪支援者について

- 支援者の年齢はいずれの障害でも「40～64歳」が最も高くなっています。「65～74歳」「75歳以上」といった高齢の支援者の割合は、身体障害で44.6%、精神障害で39.6%を占めています。
- 介助で困っていることでは、身体障害、知的障害では「緊急時の対応に不安がある」、精神障害、障害児では「精神的な負担が大きい」が高くなっています。
- 障害児の保護者や家族へ必要な支援では、「発達障害児や発達に不安のあるお子さんの教育経験者の体験談や情報提供」「保護者への心理的ケアやカウンセリング」「専門家による子育て相談」が高くなっています。

■介助で困っていること（複数回答）

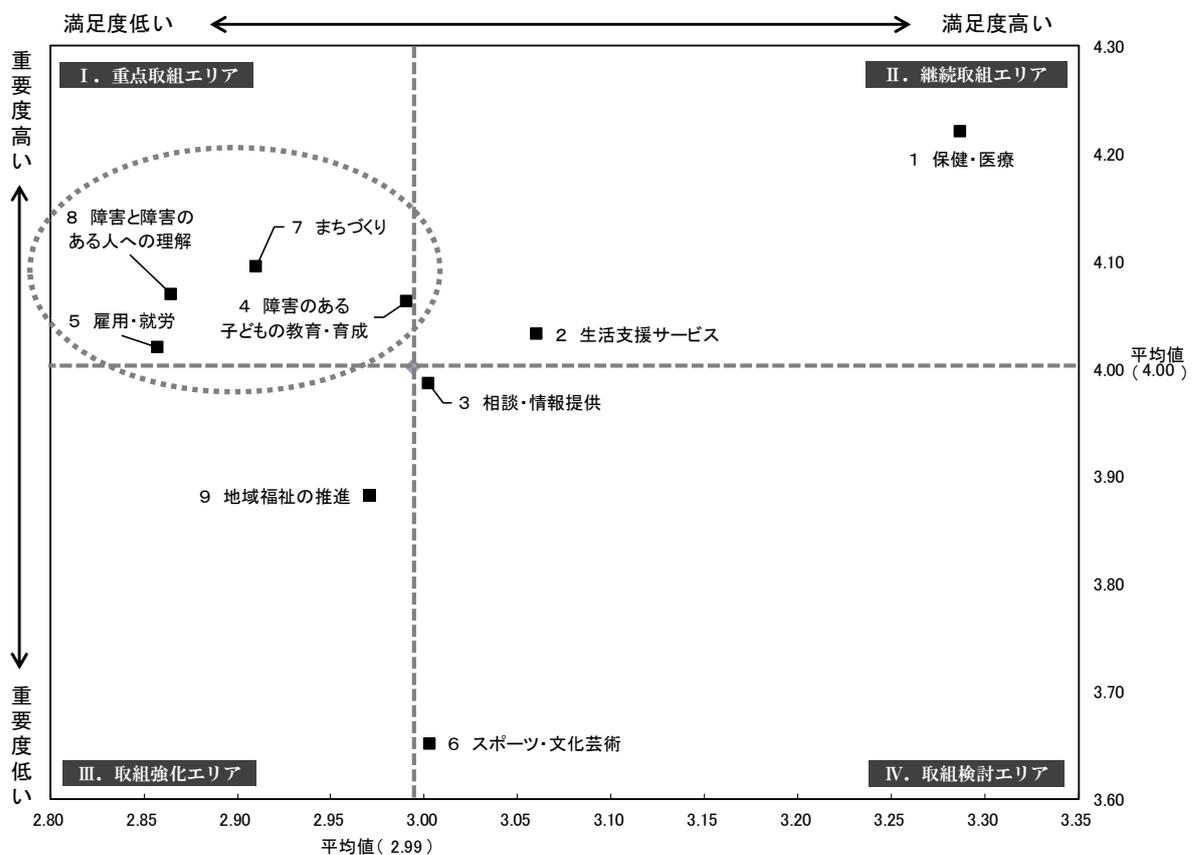
	身体障害 (N=310)	知的障害 (N=194)	精神障害 (N=159)	障害児 (N=238)
第1位	緊急時の対応に不安がある (46.1%)	緊急時の対応に不安がある (47.4%)	精神的な負担が大きい (45.3%)	精神的な負担が大きい (49.2%)
第2位	代わりに介助を頼める人がいない (30.0%)	代わりに介助を頼める人がいない (33.5%)	経済的な負担が大きい (33.3%)	緊急時の対応に不安がある (40.8%)
第3位	精神的な負担が大きい (29.0%)	精神的な負担が大きい (33.5%)	緊急時の対応に不安がある (28.9%)	自分の余暇・仕事などのための時間がとれない (34.5%)

⑫障害者施策について

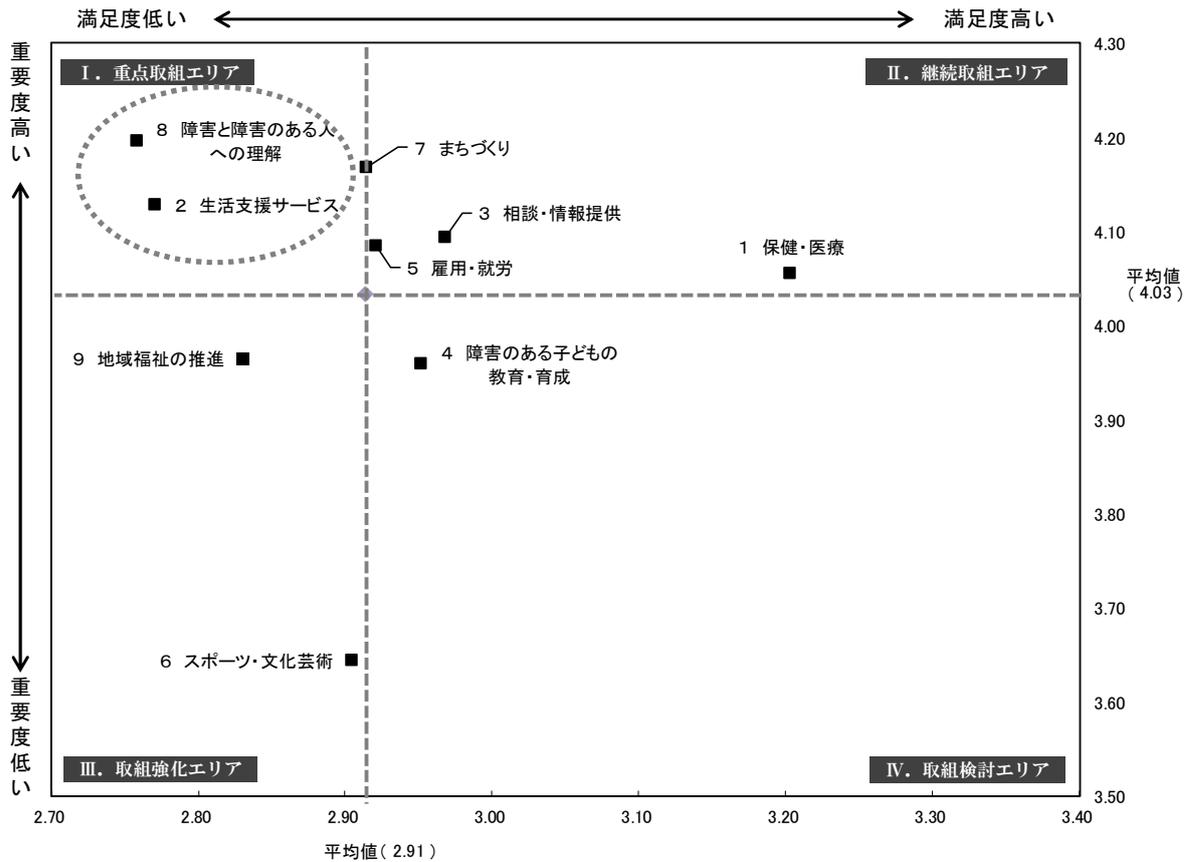
○満足度が低く、重要度が高い『重点取組エリア』に含まれる施策は、3 障害及び障害児の共通の事項は「障害と障害のある人への理解」となっています。

○障害別の『重点取組エリア』に含まれる施策は身体障害で、「4 障害のある子どもの教育・育成」「5 雇用・就労」「7 まちづくり」「8 障害と障害のある人への理解」、知的障害で「2 生活支援サービス」「8 障害と障害のある人への理解」、精神障害で「5 雇用・就労」「8 障害と障害のある人への理解」、障害児で「4 障害のある子どもの教育・育成」「5 雇用・就労」「8 障害と障害のある人への理解」となっています。

■施策の満足度・重要度(身体障害;N=531)

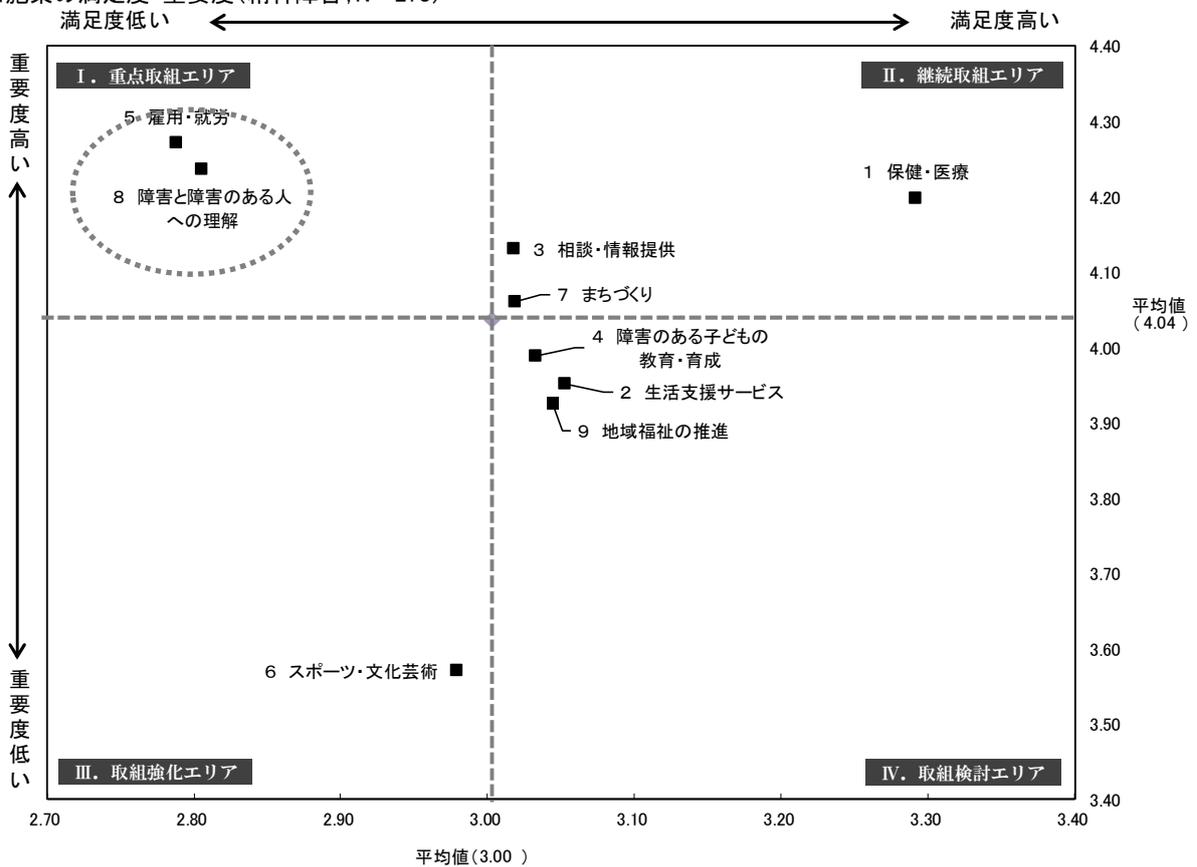


■施策の満足度・重要度(知的障害;N=274)

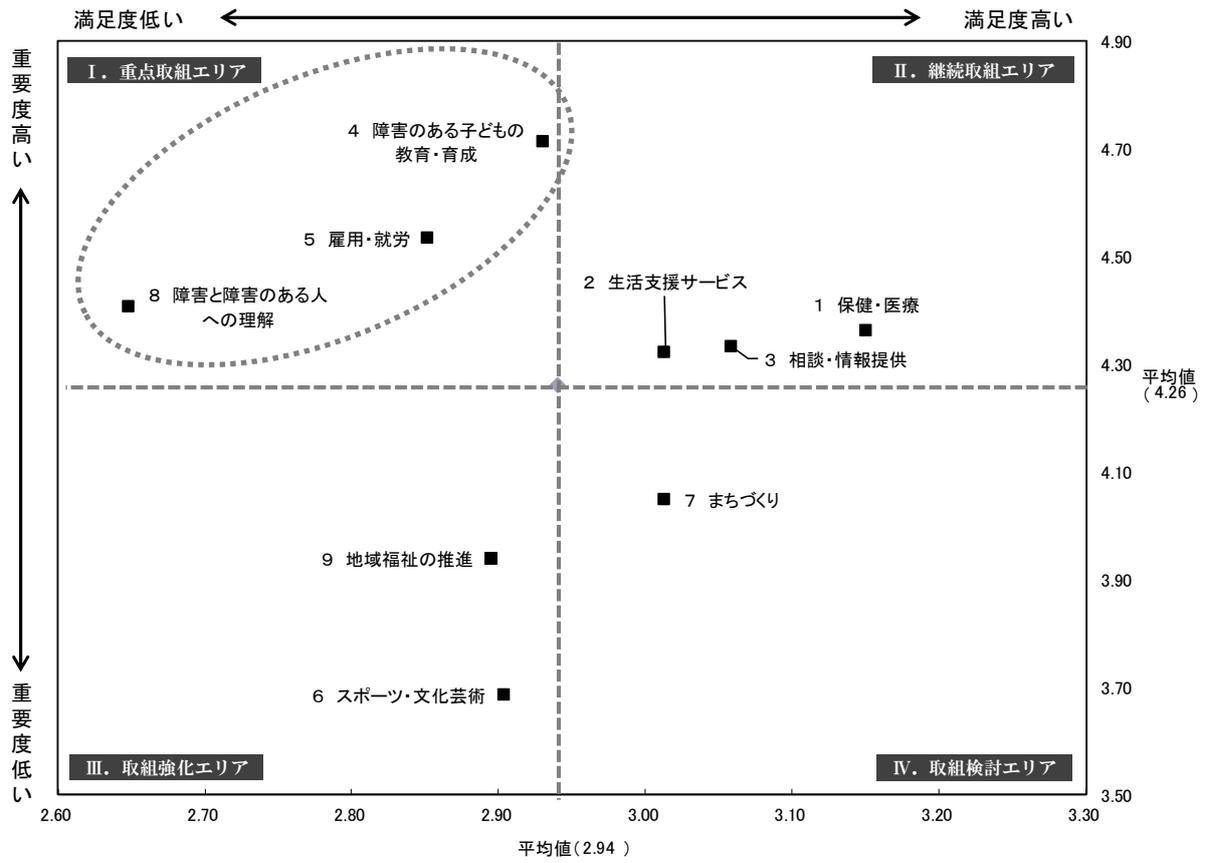


※「7 まちづくり」はII継続取組エリアに含まれています。

■施策の満足度・重要度(精神障害;N=278)



■施策の満足度・重要度(障害児;N=261)



3 当事者団体等へのヒアリング調査について

(1)ヒアリング調査の概要

当事者団体、障害福祉サービス提供事業所を対象に、刈谷市における障害者を取り巻く現状や課題、今後の方向性などを把握するために実施しました。

調査対象者	当事者団体：9団体 障害福祉サービス提供事業所：40法人
調査期間	調査シートの配付：令和4年11月11日～11月30日 調査シートに基づく面談による聞き取り調査：令和5年1月6日～1月17日
調査方法	各団体・事業所を対象に調査シートを郵送またはFAXにて配付・回収 調査シートに基づき、いくつかの団体・事業所に面談によるヒアリング調査を実施

(2)グラフ等をみる際の留意点

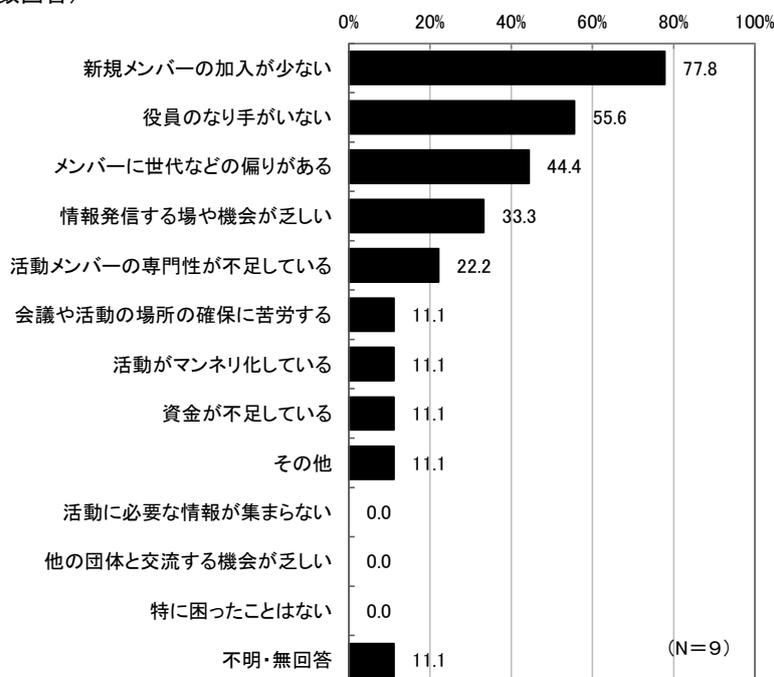
- 図表中の「N数 (number of case)」は集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を示しています。
- グラフ中の「%」は、小数第2位を四捨五入しているため、単数回答の設問（1つだけに○をつけるもの）であっても合計が100.0%にならない場合があります。また、複数回答の設問の場合（いくつでも○をつけるものなど）は「N」に対する各選択肢の回答者数の割合を示しています。
- 図表中において、「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が著しく困難なものです。

(3) 調査結果

① 当事者団体の状況 ※団体のみへの設問

○団体活動においては、多くの団体で構成員の減少がみられ、加入者の少なさ、役員のなり手がいないこと等が課題としてあげられています。

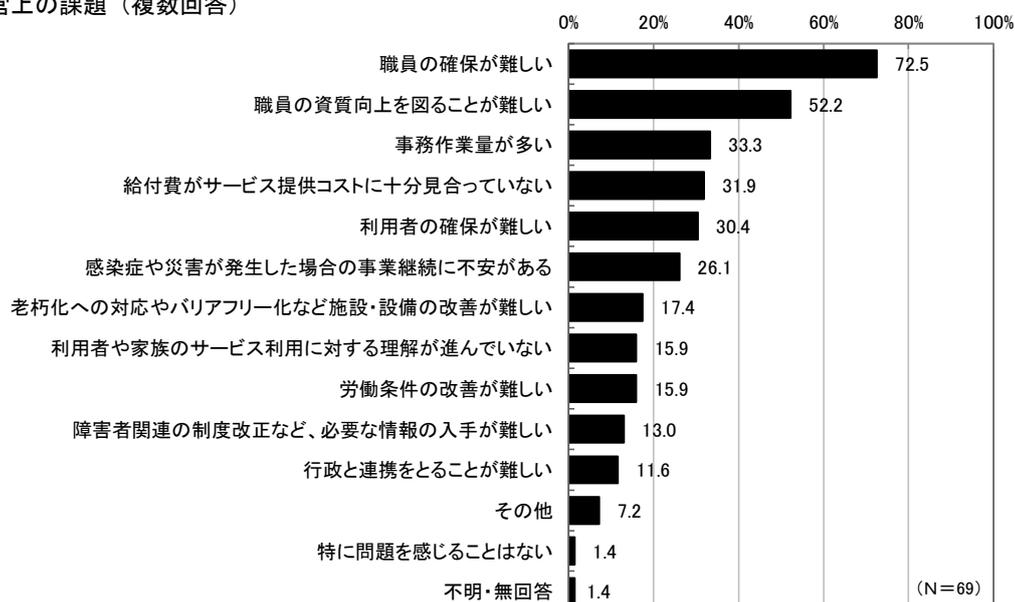
■活動上の課題（複数回答）



② 障害福祉サービス事業所の状況 ※事業所のみへの設問

○事業運営上の課題としては「職員の確保が難しい」が72.5%、「職員の資質向上を図ることが難しい」が52.2%と、人材の量・質両面の課題を持っていることが伺えます。

■事業運営上の課題（複数回答）



③分野別の課題について

ア 保健・医療について

- 通院・診療について、障害のある人の診療を受けやすくすることが求められています。
- 医療機関と事業所等の関係機関との連携の仕組みづくりが必要です。
- 障害の早期発見のための健診、早期の療育のフォロー体制の強化が求められています。

イ 生活支援サービスについて

- 親亡き後の住まいの確保として、グループホーム等の住まいの充実がより一層必要です。グループホームは徐々に整備されてきている一方で、緊急時の対応や、重度障害の人等の住まい等の多様なニーズに対応できる事業所の参入促進が求められています。

ウ 相談・情報提供について

- 事業所運営について、相談支援事業所の相談員の負担が増大しており、人材確保が課題となっています。
- 障害者施設、相談支援事業所、行政等の情報共有や連携の必要性に関する意見が多くあげられています。

エ 障害のある子どもの教育・育成について

- グレーゾーンや発達に疑いのある子どもの早期発見・早期療育のできる体制や、保護者に対する相談支援、学校教員の人材育成の必要性等の意見がありました。
- 学校卒業後に福祉サービス内容が変化することから、生活介護や就労関係の事業所との情報共有が求められています。
- 就学支援や学級選択、放課後等デイサービスまで、相談から支援までの切れ目のない支援が求められています。

オ 雇用・就労について

- 障害者雇用が増加傾向にあり、本人の特性、障害の程度に合わせた就労の選択ができる就労支援が求められています。
- 福祉的就労について、短時間就労や在宅ワークなど、多様な働き方ができる環境整備が求められています。
- 一般就労に関して、職場の障害理解や一般企業の雇用促進に関する意見が多くあげられています。

カ スポーツ・文化芸術活動について

- 気軽に参加できるイベントの開催や設備を含めた環境整備が求められています。
- 障害があっても楽しめる機会の提供に関する意見が多くあげられています。

キ まちづくりについて

- バスの本数を増やすなど、公共機関の利便性に関する意見が多くあげられています。また、車いすでの移動をしやすいように施設のバリアフリー化の充実が求められています。
- 災害時に関して、福祉避難所における配慮・支援について、避難場所についての情報提供が求められています。

ク 障害と障害のある人への理解について

- 障害のある人・ない人に関わらず交流できる機会の充実についての意見が多くあげられています。
- 学校教育において福祉教育の充実等、次世代の理解促進を図ることが求められています。

ケ 地域福祉の推進について

- ボランティア情報の周知や、交流、連携についての要望をする意見が多くあげられています。
- 地域との連携や交流、情報共有する場が求められています。

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本市は、これまで「ノーマライゼーション」を基本理念とし、障害者施策を推進してきました。その結果、様々な専門的な機関が整備され、関係機関の連携体制が構築されるなど、一定の成果がみられています。一方で、解決すべき課題はまだ多くあります。そこで、「刈谷市障害者計画」においても引き続き「ノーマライゼーション」を基本理念とし、障害のある人の暮らしを支援します。

基本理念

ノーマライゼーション

障害のあるなしにかかわらず、地域や家庭で普通の暮らしができる社会をめざす

目指す姿

共に暮らせるまち 刈谷

すべての市民が人格と個性を尊重されるまちづくりを進め、障害のあるなしにかかわらずいきいきと働き、あらゆる活動に参加でき、安心して暮らせる刈谷市をつくる

2 基本目標

基本目標 1 暮らしの基盤づくり

障害のある人もない人も安心して暮らすことができるよう、障害を予防・軽減する保健・医療施策の推進、障害のある人の暮らしを支える障害福祉サービス等の提供、相談支援や情報提供を行います。

基本目標 2 自立と社会参加の基盤づくり

障害のある人がいきいきと暮らすことができるよう、障害の特性に合った療育や学校教育体制の整備、障害のある人の自立や社会参加につながる雇用・就労の推進、暮らしを豊かにするスポーツや文化芸術活動の機会の充実を図ります。

基本目標 3 人にやさしいまちづくり

障害のある人が地域社会の一員として生活することができるよう、環境の整備や災害時への対策などのまちづくり、地域住民の障害への理解促進、地域でお互いが支えあって暮らすための地域福祉の推進を図ります。

3 施策の重点課題

本市の現状・課題を受け、本計画期間中に特に取り組むべき重点課題を以下のとおりとします。

(1) 障害のある人の権利擁護とさらなる差別の解消

虐待防止や権利擁護にかかる制度の継続的な周知や、必要な人への利用促進を図る必要があります。また、SDGs等、国際的な動向も踏まえて、市全体で社会的障壁の除去に向けた取組を総合的に進めていくことが重要です。

(2) 多様な就労への支援

現在就労をしていないが就労を希望する人がみられることから、就労の受け皿の確保が必要です。また、一般就労、福祉的就労等、障害のある人の特性や希望に合わせた多様な働き方への支援が必要です。

(3) 障害のある子どもや保護者への支援の充実

令和3年9月に施行された医療的ケア児支援法において、市町村が医療的ケア児及びその家族に対する支援を行う責務を有することが明記されました。同法に基づき、医療的ケア児への対応充実を図る必要があります。

また、発達障害のある子ども等、多様な特性を持つ人、ペアレントトレーニング等による保護者支援等、子ども・保護者や支援者が安心できる支援の充実が重要です。

(4) 障害のある人が安心・安全に暮らせるまちづくり

グループホームは充実しつつありますが、重度の障害のある人や一人暮らしを支える支援など、「親亡き後」を支えるための多様な暮らしを支援していくことが重要です。

令和3年5月施行の改正災害対策基本法において、個別避難計画の策定が努力義務とされており、個別避難計画の策定促進が必要です。また、災害時の避難に関する取組、避難所における対応等、障害のある人が災害時に安心できる体制を充実させることが必要です。

(5) 相談支援の充実

計画相談支援等における対応の拡充が求められています。また、全国的に福祉分野全体において世帯単位での包括的な相談支援やアウトリーチ等の強化が求められており、庁内の連携体制強化や相談体制の構築を進めることが重要です。

(6) デジタル化等、社会情勢への対応

障害者による情報の十分な取得利用・円滑な意思疎通のためには、情報アクセシビリティの向上等に寄与するデジタルツールの導入が必要です。また、障害福祉分野のサービス事業者における業務負担軽減、効率化等に向けたデジタル活用を促進していくことも重要です。

4 施策の体系

基本目標	施策	施策の方向性
1 暮らしの基盤づくり	(1) 保健・医療	① 疾病の予防と早期発見・早期治療の推進
		② 健康の保持・増進
		③ 医療サービスの充実
	(2) 生活支援サービス	① 訪問系サービスの充実
		② 日中活動系（通所系）サービスの充実
		③ 短期入所等の充実
		④ 生活の場の確保
		⑤ その他の生活支援
		⑥ 障害のある人の地域移行
(3) 相談・情報提供	① 相談支援体制の充実	
	② 情報提供の充実	
	③ 障害のある人の権利擁護	
2 自立と社会参加の基盤づくり	(1) 障害のある子どもの教育・育成	① 早期療育の充実
		② 学校教育の充実
		③ 子育て支援の充実
		④ 医療的ケア児の支援
	(2) 雇用・就労	① 雇用の場の拡大
		② 個々に応じた就労支援
		③ 総合的な就労支援施策の推進
	(3) スポーツ・文化芸術活動	① スポーツ・文化芸術活動の推進
		② 参加しやすい環境の整備
3 人にやさしいまちづくり	(1) まちづくり	① ユニバーサルデザインのまちづくり
		② 安全な移動の確保
		③ 防災・防犯対策の推進
	(2) 障害と障害のある人への理解	① 広報・啓発の推進
		② 福祉教育の推進
		③ 交流活動の推進
	(3) 地域福祉の推進	① 地域福祉活動の推進
		② 関係団体との連携

第3章 施策の展開

「第3章 施策の展開」の見方

「第3章 施策の展開」では、以下のような記載により、今後の取組みを示しています。

基本目標

施策

現状・課題
 施策ごとに国の動きや刈谷市の概況を記載しています。

施策の方向性

事業とその方向性・担当課
 事業ごとに、「事業名」、事業内容と今後の「方向性」、事業の主な「担当課」を記載しています。
 ※担当課の名称は2023（令和5）年度時点のものであり、変更する場合があります。

基本目標1 暮らしの基盤づくり

(1) 保健・医療

現状・課題

- 定期的な健康診査や、健康に関する相談は、障害の予防と重度化の防止につながります。保健、医療、福祉等での連携を図りつつ、早期発見、早期の治療や適切な療育へとつなげていくことが求められます。
- 令和4年度に市内の障害のある人に実施したアンケート（以下、「アンケート」という。）では、障害児の回答者の約6割で発達障害の診断がみられています。近年増加傾向にある発達障害に関しては、保護者の精神的負担軽減等を含め、切れ目ない支援を行うことができる早期療育のフォロー体制を構築することが重要です。
- 本市では、乳幼児健康診査をはじめとした健康診査や、様々な相談を通じた障害の早期発見と療育を進めています。また、成人の健康づくりに関しては、精神障害のある人が増加傾向にあり、自殺予防対策も含めた心の健康問題についての取組も求められています。
- 令和4年度に当事者団体、事業所に実施したヒアリング調査（以下、「ヒアリング」という。）によると、障害のある人が医療機関において診療を受けやすくしてほしいという意見や、医療機関と事業所等の関係機関との連携を求める意見等が多くあがっています。障害者が身近な地域で必要な医療が受けられるよう、地域生活地域医療体制の充実が求められています。

取組の内容

① 疾病の予防と早期発見・早期治療の推進

No.	事業名	方向性	担当課
1	乳幼児健康診査	○4か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査を実施し、障害の早期発見、早期療育につなげるとともに、育児不安のある保護者の支援を行います。 ○未受診者の把握と受診率の向上に努めます。	子育て支援課
2	健康診査後の指導	○乳幼児健康診査等で把握した、経過観察が必要と思われる子どもとその保護者に対し「どんぐりルーム」や、保健師や臨床心理士による健康相談等を開催します。さらに、内容の充実に努めるとともに、一人ひとりに応じた支援を行います。	子育て支援課

各事業の方向性区分は以下の通りです。

- …前回計画より継続実施する内容です。
- …前回計画より継続実施しますが、内容を大幅に見直しています。
- ◎…本計画から新たに追加した具体的な内容です。

基本目標1 暮らしの基盤づくり

(1)保健・医療

現状・課題

- 定期的な健康診査や、健康に関する相談は、障害の予防と重度化の防止につながります。保健、医療、福祉等での連携を図りつつ、早期発見、早期の治療や適切な療育へとつなげていくことが求められます。
- 令和4年度に市内の障害のある人に実施したアンケート（以下、「アンケート」という。）では、障害児の回答者の約6割で発達障害の診断がみられています。近年増加傾向にある発達障害に関しては、保護者の精神的な負担軽減等を含め、切れ目ない支援を行うことができる早期の療育のフォロー体制を構築することが重要です。
- 本市では、乳幼児健康診査をはじめとした健康診査や、様々な相談を通じた障害の早期発見と療育を進めています。また、成人の健康づくりに関しては、精神障害のある人が増加傾向にあり、自殺予防対策も含めた心の健康問題に関する取組も求められています。
- 令和4年度に当事者団体、事業所に実施したヒアリング調査（以下、「ヒアリング」という。）によると、障害のある人が医療機関において診療を受けやすくしてほしいという意見や、医療機関と事業所等の関係機関との連携を求める意見等が多くあがっています。障害者が身近な地域で必要な医療が受けられるよう、地域医療体制の充実が求められています。

取組の内容

①疾病の予防と早期発見・早期治療の推進

No.	事業名	方向性	担当課
1	乳幼児健康診査	○4か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査を実施し、障害の早期発見、早期療育につなげるとともに、育児不安のある保護者の支援を行います。 ○未受診者の把握と受診率の向上に努めます。	子育て支援課
2	健康診査後の指導	○乳幼児健康診査等で把握した、経過観察が必要と思われる子どもとその保護者に対し「どんぐりルーム」や、保健師や臨床心理士による健康相談等を開催します。さらに、内容の充実に努めるとともに、一人ひとりに応じた支援を行います。	子育て支援課

No.	事業名	方向性	担当課
3	発達障害等への支援	<p>○発達の遅れやその疑いのある子どもが適切な支援を受けられるよう、臨床心理士等による専門職のアドバイスを受けられる「ラッコちゃんルーム」や「ことばの相談室」等を開催します。</p> <p>○発達障害や高次脳機能障害について、県や関係団体との連携のもと情報提供等を行い、幅広く市民への知識の普及に努めます。</p> <p>◎巡回支援専門員による巡回相談を行います。</p>	子育て支援課 福祉総務課
4	成人の健康診査	<p>○生活習慣病の予防に向け、特定健康診査、特定保健指導を実施します。健診受診率、保健指導実施率の向上に努めます。</p> <p>○障害の原因となる疾病の予防に向け、大腸がん検診等のがん検診、脳ドックを行います。がん検診の受診率の向上に努めます。</p>	国保年金課 健康推進課

②健康の保持・増進

No.	事業名	方向性	担当課
5	訪問指導	<p>○訪問指導を行い、育児に関する相談を行います。</p> <p>○支援が必要な子どもや保護者に対して、保健師が継続した訪問や相談を行います。</p>	子育て支援課
6	心の健康づくり	<p>○市民健康講座等を通じ、心の健康づくりに関する啓発と知識の普及に努めます。</p>	健康推進課 子育て支援課

③医療サービスの充実

No.	事業名	方向性	担当課
7	医療費の助成	<p>○愛知県が実施する心身障害者・精神障害者医療費助成のほか、市独自の医療費助成制度により障害のある人の経済的負担を軽減します。</p> <p>○国の制度改革等の動向を踏まえ、必要に応じて適正かつ効果的な制度へと見直しを行います。</p>	国保年金課
8	訪問歯科診療	<p>○歯科医師会が行うねたきり老人や障害のある人の自宅への訪問歯科診療事業を支援し、安心して歯科診療を受けられる体制を確保します。</p>	健康推進課
9	訪問看護	<p>○精神障害のある人に対して、医療機関等が行う訪問看護について周知を図ります。</p>	福祉総務課

No.	事業名	方向性	担当課
10	地域医療体制等の充実	◎疾患等の円滑な治療を行うため、地域におけるかかりつけ医と本市医療の中核的な役割を担う刈谷豊田総合病院が役割分担するとともに、医療に関する情報の共有を図るなどの連携体制を確保します。	健康推進課

(2)生活支援サービス

現状・課題

- アンケートによると、今後希望する暮らしについて、知的障害のある人では約1割がグループホームを希望しています。また、ヒアリングでも親亡き後の当事者の暮らし方の一つとして、グループホームのニーズが高まっています。市内のグループホームの整備は進みつつありますが、一方で、重度障害のある人にも対応した住まいや、職員の人材の確保等が課題としてあがっています。
- 本市では、令和5年6月に、「刈谷市手話言語条例」を施行しました。一方で、ヒアリングでは、聴覚障害の人に対する手話通訳のサービス等の拡充を求める意見があがっています。条例に基づき、手話に対する理解の促進やコミュニケーション支援、手話通訳者の確保等の施策を推進することが必要です。
- アンケートによると、介助者の介助で困っていることは、身体障害、知的障害のある人の介助で「緊急時の対応に不安がある」、精神障害のある人、障害児では「精神的な負担が大きい」が高くなっています。また、高齢の介助者も増えていることから、介助者への支援も必要です。
- 障害児の保護者や家族へ必要な支援では、「発達障害児や発達に不安のあるお子さんの教育経験者の体験談や情報提供」「保護者への心理的ケアやカウンセリング」「専門家による子育て相談」が高くなっています。
- 国の「障害者基本計画（第5次）」では、ヤングケアラーを始めとする家族支援を進める方向性が新たに盛り込まれています。本市でも、ヤングケアラーを始めとした障害のある人への家族への支援に取り組む必要があります。
- 障害福祉サービス等の提供においては、一人ひとりの障害特性や障害の状態、生活実態等に応じた支援が求められています。なかでも今後は重度障害者等への支援や強度行動障害のある人のニーズ把握等も進め、多様な人が利用できる支援体制を整備していくことが重要です。

取組の内容

①訪問系サービスの充実

No.	事業名	方向性	担当課
11	居宅介護等	○介護給付による居宅介護、重度訪問介護、地域生活支援事業による移動入浴サービスの訪問系サービスを行い、障害のある人の自宅での生活を支援します。	福祉総務課
12	移動支援等	○介護給付による行動援護、同行援護及び地域生活支援事業による移動支援を実施し、障害のある人の外出を支援します。	福祉総務課

②日中活動系（通所系）サービスの充実

No.	事業名	方向性	担当課
13	自立訓練・生活介護等	○自立訓練、生活介護、療養介護等を行い、障害のある人の自立した日常生活や社会生活を支援します。	福祉総務課 社会福祉協議会
14	地域活動支援センター	○地域活動支援センターにおいて、創作活動や生産活動の機会の提供、機能訓練、社会との交流を促進します。	福祉総務課
15	障害福祉施設の整備、充実	○障害のある人の自立支援の拠点となる施設の充実を図ります。 ○老朽化した施設の整備計画を進めます。	福祉総務課

③短期入所等の充実

No.	事業名	方向性	担当課
16	短期入所	○家で介護を行う人が病気等の場合に、短期間、施設への入所ができる短期入所の適切なサービス提供を推進します。 ○重症心身障害児者等が短期入所を利用しやすい環境整備に努めます。	福祉総務課
17	日中一時支援	○日中、障害者支援施設等において障害のある人（就学児以上）に活動の場を提供し、見守りや社会適応に必要な訓練を行う日中一時支援事業の適切なサービス提供を推進します。	福祉総務課

④生活の場の確保

No.	事業名	方向性	担当課
18	グループホーム	○地域において自立して暮らせるよう、障害特性に応じた住まいの場となるグループホームの整備を促進します。	福祉総務課
19	住宅改修費の支給	○個人の住宅の居室、浴室、トイレ等を障害のある人用に改修する場合に、住宅改修に要する費用の一部を支給します。	福祉総務課
20	市営住宅の障害者向け改修	○通路等のバリアフリー化やエレベーターの設置がなされている市営住宅を、障害のある人や高齢者向けの住戸として入居を推進します。	建築課

No.	事業名	方向性	担当課
21	障害のある人の市営住宅への優先入居	○障害のある人や高齢者で、入居要件に該当する方に対し、市営住宅への優先入居を行います。 ◎市営住宅への入居に関して、保証人免除の配慮を行い、居住に困難を抱えている人への住宅確保を支援します。	建築課
22	強度行動障害児者等への支援	○強度行動障害児者等が各種福祉サービス等を利用しやすい支援体制整備に努めます。	福祉総務課

⑤その他の生活支援

No.	事業名	方向性	担当課
23	聴覚障害者へのコミュニケーション支援	○手話通訳者、要約筆記者の派遣等を行い、聴覚障害のある人の意思疎通の円滑化を図ります。 ◎刈谷市手話言語条例に基づき、手話に対する理解の促進及び手話の普及を図ります。	福祉総務課
24	ボランティア団体への活動支援	○ボランティアガイドを務めるボランティア団体への活動支援を通じ、視覚障害のある人や脳性まひ者等全身障害者の社会参加や外出を支援します。	福祉総務課 社会福祉協議会
25	補装具費の支給	○障害のある人の身体機能を補完・代替する補装具の購入または修理に要する費用の一部について補装具費を支給します。	福祉総務課
26	日常生活用具費の支給	○日常生活上の便宜を図るため、障害のある人に対し、介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排せつ管理支援用具の購入に要する費用の一部について日常生活用具費を支給します。	福祉総務課
27	自動車運転免許取得費等の支給	○身体障害のある人が普通自動車運転免許を取得した場合に、その費用の一部を支給します。 ○身体障害のある人が就労等のために自ら運転する自動車の改造または重度の身体障害のある人の介護者が本人の移動のために自動車を改造もしくは購入する場合、その費用の一部を支給します。	福祉総務課
28	福祉タクシー料金の助成	○電車、バス等の公共交通機関を利用することが困難な障害のある人に対し、福祉タクシー券を交付し、経済的負担の軽減及び社会参加の促進を図ります。	福祉総務課

No.	事業名	方向性	担当課
29	各種手当の給付	<p>○障害のある人の経済的負担を軽減し、地域で安定した生活が送れるよう、国・県の各種手当に加え、市で心身障害者扶助料を支給します。</p> <p>○難病のある人に対し、難病疾患見舞金を支給します。</p>	福祉総務課
30	高齢者・障害者単身世帯等の戸別収集	<p>○家庭から出るごみや資源を集積場所まで運ぶことが困難な高齢者・障害者単身世帯等に対し、戸別の収集を行います。</p> <p>○利用世帯数の増加に応じて収集体制等の検討を行います。</p>	ごみ減量推進課
31	地域生活支援拠点等の整備	<p>●障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり等の機能を備えた地域生活支援拠点等の充実を図ります。</p>	福祉総務課
32	障害のある人の家族支援	<p>◎基幹相談支援センターや障害福祉サービス等事業所との連携のもと、ヤングケアラーや、社会的な孤立、8050 問題など、障害者本人に加え家族を支援するために必要なサービスの提供体制を整備します。</p>	福祉総務課

⑥障害のある人の地域移行

No.	事業名	方向性	担当課
33	障害のある人の地域移行	<p>○医療機関等との連携のもと、障害のある人の地域生活への移行支援及び定着支援に向け、各種サービスの充実を図ります。</p> <p>○施設入所者や、病院に入院している障害のある人の地域移行を進める事業（地域移行支援、地域定着支援、自立生活援助）を推進します。</p>	福祉総務課

(3)相談・情報提供

Ⅱ 現状・課題

- 障害のある人が地域で安心して暮らしていくためには、当事者や支援者が暮らしの中で抱える様々な悩みや不安等に対応し、必要に応じて適切な支援につなげることができる相談支援が重要な役割を果たします。本市では、基幹相談支援センターや市の相談窓口、相談支援事業所等で相談対応にあたっています。
- アンケートによると、悩み等の相談相手はいずれの障害でも「家族や親せき」といった身内の割合が高く、精神障害のある人では「かかりつけの医師や看護師」、障害児では「学校などの教職員」も高くなっており、相談先として機能していることがうかがえます。一方で行政や民間の相談窓口の利用は低調となっているため、適切な支援やサービスにつなげていくためにも窓口の周知を進めていく必要があります。
- サービス等利用計画案を作成する計画相談支援や障害児相談支援については、サービス利用者の増加に伴い、対応できる人材の不足や業務負担の増加等が課題となっています。
- 改正社会福祉法に基づく、属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応又はつなぐ機能、多機関協働の中核の機能及び継続的につながり続ける伴走支援を中心的に担う機能を備えた相談支援について、実施にあたって検討を進めていくことが求められます。障害のある人やその家族も含めた複合的な課題に対応していくため、様々な関係機関や地域等との連携体制の構築が必要です。
- 令和4年5月に、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）」が成立しました。この法律は、障害のある人があらゆる分野の活動に参加するための情報の取得や意思疎通に係る施策を総合的に推進することを目的としており、本市においても法律に則り、取組を進めていく必要があります。
- 本市では、全ての人が情報にアクセスできるように Web アクセシビリティに準拠したホームページの運用管理に努めています。また、情報手段の多様化や情報通信技術の急速な進展により、障害のある人においても情報通信機器の利用が広がっています。障害種別や特性、インターネットを使える人と使えない人との間に生じる情報格差（デジタルデバイド）等に配慮しつつ、多様な手法による情報発信を進めていく必要があります。
- 成年後見制度について、施設や医療関係者等からの相談は増加しているものの、障害者に関する相談件数は、高齢者に関する相談件数と比べると少なくなっています。アンケートによると、成年後見制度の利用意向では「今は必要ないが、将来必要になったときのために制度を知りたい」がいずれの障害でも高くなっており、今後利用希望者も増加する可能性があるため、制度の周知や必要に応じた利用の促進を進めていく必要があります。

取組の内容

①相談支援体制の充実

No.	事業名	方向性	担当課
34	刈谷市障害者自立支援協議会の運営	○保健、医療、学校、企業、就労支援等の関係者、相談支援事業者、サービス事業者、当事者団体、行政機関等で構成する刈谷市障害者自立支援協議会において、地域の障害福祉に関するシステムづくりを進めます。	福祉総務課
35	障害者相談支援事業	○特定相談支援事業所等との連携のもと、障害のある人からの相談に対応し、助言や情報提供等の支援を行います。 ○特定相談支援事業所との連携を強化し、障害のある人のニーズや特性に応じたサービス等利用計画の作成を行うとともにモニタリングを実施し、障害のある人を取り巻く環境の変化等に対応します。 ○特定相談支援事業所等の体制強化に努めます。	福祉総務課
36	障害児相談支援事業	○障害児相談支援事業所等との連携のもと、障害のある子どもやその保護者からの相談に対応し、子どもの意思決定に配慮しつつ助言や情報提供等の支援を行います。 ○障害児相談支援事業所との連携を強化し、障害のある子どもの障害児通所支援の利用にあたっての障害児支援利用計画の作成を行うとともにモニタリングを実施し、障害のある子どもを取り巻く環境の変化等に対応します。 ○障害児相談支援事業所等の体制強化に努めます。	福祉総務課
37	市相談窓口の充実	○市福祉総務課の窓口において福祉サービスに関する相談、助言、情報提供を行い、高い専門性が必要とされる相談内容については、専門機関と連携を図りながら必要な支援を行います。 ○研修等への参加を通じ、相談にあたる職員の知識の向上に努めます。	福祉総務課

No.	事業名	方向性	担当課
38	基幹相談支援センターの運営	<p>○基幹相談支援センターに相談支援専門員を配置し、年齢や障害の種類を問わず、障害に関する様々な悩みごとや困りごとの相談に対応します。</p> <p>○基幹相談支援センターを中心に、市内の相談機関や、障害のある人が利用する障害福祉サービス提供事業所、医療機関、学校等との連携を強化します。</p>	福祉総務課

②情報提供の充実

No.	事業名	方向性	担当課
39	声の市民だより	○「声の市民だより」により、視覚障害のある人へ市の行政情報、その他公的な情報を提供します。	広報広聴課
40	情報のバリアフリー化の推進	<p>○市民だよりやホームページについて、最新のJIS規格に準拠するよう、文字の大きさやフォント、色彩などに配慮し、障害のある人にとっても見やすく、わかりやすい情報の提供に努めます。</p> <p>○障害のある人の特性やニーズに対応した情報提供の方法について検討するとともに、情報へのアクセシビリティ向上のため、組織内に啓発します。</p>	広報広聴課
41	刈谷の福祉ガイド	<p>○手帳取得の手続きやサービス内容を紹介する「刈谷の福祉ガイド」を毎年度改訂し、配布します。</p> <p>○ガイドの紹介や配布の方法について研究し、サービスを必要とする人に情報が届くよう努めます。</p> <p>○市内の事業所にサービスの情報を提供します。</p>	福祉総務課
42	ICT活用等の促進	◎ICTの活用を促進することで、誰もが同じように必要な情報を入手し活用できる仕組みの構築や住民サービスの充実、業務の効率化を図ります。	情報政策課 福祉総務課

③障害のある人の権利擁護

No.	事業名	方向性	担当課
43	成年後見制度	<p>○刈谷市成年後見支援センターを運営し、成年後見制度に係る相談、手続き支援、啓発、法人後見を行います。</p> <p>○サービス利用の観点から、成年後見制度を利用する必要がある知的障害または精神障害のある人に対し、制度の利用を支援します。</p>	<p>福祉総務課 社会福祉協議会</p>
44	日常生活自立支援事業	<p>○判断能力が十分でない障害のある人等が、地域で自立した生活を送れるよう、日常生活自立支援事業による、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理の支援を行います。</p>	<p>福祉総務課 社会福祉協議会</p>
45	虐待の防止と被虐待者の保護	<p>○障害者虐待の防止等に関する広報、その他啓発活動を行います。</p> <p>○障害者虐待防止センターの機能を含め、通報・報告等に係る体制の整備を行います。</p> <p>○被虐待者を一時的に保護できる場所を確保します。</p>	<p>福祉総務課 子育て推進課</p>
46	総合的な権利擁護の推進	<p>○障害のある人の増加や高齢化等に対応するため、支援体制のあり方について検討を進めます。</p>	<p>福祉総務課 社会福祉協議会</p>

基本目標2 自立と社会参加の基盤づくり

(1)障害のある子どもの教育・育成

現状・課題

- 令和4年6月に「こども基本法」が成立し、令和5年4月に施行されました。この法律は、すべての子どもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。障害のある子どもについても、希望する支援を適切に受けることができるような体制整備が求められます。
- アンケートによると、障害のある子どもやその保護者が求める療育上の支援として「障害の特性に合ったきめ細やかな支援」「教育・保健・医療・福祉など関係機関の連携」という支援技術や支援体制に関することや、「障害やサービスについての情報提供」「日中、療育を受けられる場の充実」というサービスに関することが高くなっています。
- 令和3年9月に施行された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（医療的ケア児支援法）」に基づき、日常的に医療的ケアを必要とする子どもが平等に保育・教育が受けられるよう、支援環境の整備や関係機関等との連携、地域一体となって支援することが求められます。
- 医療的ケアを必要とする子ども及び家族の中には、その病状の程度によって福祉サービスの提供を受けられていない方がいることが想定されます。ニーズを把握し、適切な支援をしていく必要があります。
- 本市では、すべての保育園、幼稚園での障害のある子どもの受入れ、全小中学校における特別支援学級の設置を行っており、その他通級指導教室における障害に応じた指導の実施、肢体不自由のある児童生徒が通う特別支援学校を設置しています。アンケートによると、園・学校生活を送る上で充実してほしいことは、「障害に対する職員の理解促進」が高くなっており、保育園・幼稚園においては加配等の拡充が求められています。障害の有無にかかわらず、多様な子ども同士が可能な限りともに教育を受けられるよう、インクルーシブ教育を進めるための環境整備が求められます。
- ヒアリングによると卒業後の進路選択に関する支援、各ライフステージ間の連携や継続的な支援のあり方に関する意見が多くなっています。
- 「障害者基本計画（第5次）」では、病気の状態により学校に通うことが困難な病気療養児の支援の充実のため、ICTを活用した学習機会の確保を促進する方向性が新たに盛り込まれており、個々の実態に応じたICT機器の活用が必要です。

取組みの内容

①早期療育の充実

No.	事業名	方向性	担当課
47	児童発達支援センター	<p>○児童発達支援センターとして位置付けられた、しげはら園や民間事業所において、障害のある子どもや発達に遅れのある子どもに対し、基本的な生活習慣及び集団生活への適応性を養う早期療育を行うとともに、相談支援等の機能を整備します。</p> <p>◎障害福祉サービス事業所等の関係機関との連携を図り、療育に関わる人への支援を行います。</p>	子育て支援課
48	保育及び就学前教育の充実	<p>○障害のある子どもの理解と指導についての研修を深め、すべての保育園・幼稚園で障害のある幼児の受け入れを行います。</p> <p>○保育士や幼稚園教諭等の加配により、障害のある幼児の受け入れ体制の充実を図ります。</p>	子ども課
49	保育カウンセラーの実施	<p>○保育園や幼稚園に通園している障害のある子どもや保護者、保育者に対し、臨床心理士が園に訪問指導を行います。</p>	子ども課

②学校教育の充実

No.	事業名	方向性	担当課
50	刈谷市立刈谷特別支援学校での支援の充実	<p>○衣浦定住自立圏域(刈谷市、知立市、高浜市)の肢体不自由のある児童生徒にとって、安心安全に学校生活を送ることができるとともに、特色と魅力のある学校づくりに努めます。</p>	学校教育課
51	特別支援教育の推進	<p>○特別支援教育コーディネーターの各校への配置や、校内委員会の設置、研究会の開催、巡回相談の実施等を通じ、障害のある児童生徒への教育体制を整備し、一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行います。</p> <p>◎ICTを活用し、地域の学校との共同学習の機会を創出します。</p>	学校教育課
52	個別教育支援計画	<p>○一人ひとりの習熟に合った個別の教育支援計画や、個別の指導計画を作成します。</p>	学校教育課

No.	事業名	方向性	担当課
53	インクルーシブ教育	○インクルーシブ教育の理念に基づき、国等の動向を踏まえ、地域の学校で障害のある児童生徒が学べる環境を整備します。	学校教育課
54	通級指導の充実	○言語障害、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）のある児童を対象とした通級教室を設置し、指導の充実に努めます。 ○注意欠陥多動性障害（ADHD）等の児童が増加していることを踏まえ、通級教室の拡大を県に要望します。	学校教育課
55	関係機関との連携	○刈谷市障害者自立支援協議会を中心として、教育、医療、福祉、健康、労働等の各分野が連携する体制を整備します。 ○特別支援教育連携協議会の開催を通じ、教育、医療、福祉、健康、労働等の各分野が連携した児童生徒への支援に努めます。 ○障害のある児童について、小学校入学前に個別の教育支援計画を作成し、保育園、幼稚園から小学校、中学校に至るまで、一体的な指導が行える体制を整備します。	福祉総務課 学校教育課
56	支援員・補助員の配置	○市内全小学校に学校教育活動支援指導補助員を配置するとともに、必要に応じて特別支援学級児童生徒支援指導補助員と肢体不自由児童生徒介助支援員を配置します。 ○より継続した指導を行うため、支援員・補助員の増員、勤務日数の増加を検討します。	学校教育課
57	学校施設のバリアフリー化の推進	○必要に応じてスロープの設置等を行うなど、学校施設のバリアフリー化を推進します。 ○学校施設の改築の際には、バリアフリー、ユニバーサルデザインの視点から建設を進めます。	教育総務課
58	就学相談・情報提供の充実	○就学指導委員会の開催や、就学相談、特別支援学校への体験入学等を通じ、障害のある児童生徒の就学を支援します。	学校教育課
59	障害のある子どもの進路指導の推進	○職場実習や卒業生からの進路を学ぶ会等の実施を通じ、障害のある児童生徒が、自身の将来の進路や職業を考える機会を設けます。	学校教育課

③子育て支援の充実

No.	事業名	方向性	担当課
60	放課後児童クラブの充実	○特別な配慮が必要な児童の受け入れに努めます。	子育て推進課
61	放課後子ども教室の充実	○放課後子ども教室において、障害のある児童の受け入れに努めます。	生涯学習課
62	レスパイト	○夏休み等の長期休暇における障害のある中・高校生等の日中活動の場の確保及び家族の休息を図るため、障害者支援施設等で日中において一時的に受け入れるレスパイト事業を実施します。	福祉総務課
63	児童発達支援	○障害のある子どもの身近な療育の場として、地域の障害のある子どもを対象に、基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う児童発達支援事業を実施します。	福祉総務課
64	放課後等デイサービス	○学校通学中の障害のある子どもに対して、放課後や夏休み等の長期休暇中の居場所づくりや訓練の場を提供する放課後等デイサービスを実施します。	福祉総務課
65	保育所等訪問支援	○保育園等を利用している障害のある子どもに対して、障害児施設等で指導経験のある児童指導員、保育士による訪問指導を行います。	福祉総務課
66	ファミリー・サポート・センターの充実	○ファミリー・サポート・センターに登録する援助会員への講習会等の実施により、障害のある子どもへの対応ができる会員の確保・養成に努めます。	子育て支援課

④医療的ケア児の支援

No.	事業名	方向性	担当課
67	医療的ケア児の保育・学習環境の整備	<p>◎刈谷市立刈谷特別支援学校に看護師を配置し、安心安全な学習環境を提供します。</p> <p>◎長期欠席時でもタブレット端末を活用したオンラインによる学習支援を提供します。</p> <p>◎医療的ケアを必要とする子どもの保護者負担を軽減するとともに、対象児の学習環境等を確保し、自立を促すため、学校等における対象児の医療的ケアに係る訪問看護を提供します。</p>	学校教育課 福祉総務課
68	医療的ケア児への日常生活支援	<p>◎医療的ケアが必要な子どもの身近な療育の場として、児童発達支援や、放課後等デイサービス等を実施します。</p> <p>◎刈谷市障害者自立支援協議会において、医療的ケア児及び家族への支援について、関係機関と協議します。</p> <p>◎医療的ケア児等コーディネーターを配置し、多様化する医療的ケアに関するニーズを把握し、地域で安心して生活できるよう関係機関との調整を行います。</p> <p>◎刈谷市内の医療的ケアを必要とする子どもの実数を把握し、支援を必要とする子どもへのアプローチを図ります。</p>	福祉総務課

(2)雇用・就労

Ⅱ 現状・課題

- 障害のある人の就労については、民間企業における就労や福祉的就労などがあり、生活基盤の確保や生きがいの創出等、様々な観点から就労を促進していく必要があります。本市では、障害者の雇用促進と職場定着を進めるため、各種助成金等の啓発を国、県等と連携して実施しています。
- 民間企業における就労においては、令和5年度から障害者の法定雇用率が段階的に引き上げられ、令和8年度には2.7%となります。今後も障害のある人の雇用の支援や事業主・市民への理解促進のための啓発や情報提供等を強化していく必要があります。
- 障害のある子どもへのアンケートによると、将来働くことの希望では一般就労を希望する回答が多くなっています。また、ヒアリングでは農業分野での障害のある人の就労支援等の希望もみられ、近年ではテレワーク等の情報通信機器を活用した働き方なども浸透してきています。一人ひとりの希望や状況等に応じた、多様な就労のかたちを支援していくことが求められます。
- 令和6年4月に「改正障害者差別解消法」が施行され、事業所による障害のある人への「合理的配慮の提供」が義務化されます。アンケートによると、差別等の経験の場所は精神障害のある人で「仕事を探すとき」が高くなっています。また、ヒアリングによると、差別・偏見等を感じる場面として団体、事業所ともに「仕事や収入」が高くなっています。障害のある人の雇用拡大のために、企業の理解促進が重要です。

取組みの内容

①雇用の場の拡大

No.	事業名	方向性	担当課
69	企業等への働きかけ	<p>○障害のある人の雇用義務制度や、企業の社会的責任等の啓発を行います。</p> <p>○パンフレット等の活用により、各種助成制度等の情報提供を行います。</p>	商工業振興課
70	就労支援ネットワーク	<p>○障害のある人の一般就労を促進するため、刈谷市障害者自立支援協議会を中心として、特別支援学校等の教育機関、公共職業安定所等の就労関係機関、就労移行支援を行う事業所、企業等と情報を交換し、連携を図ります。</p>	福祉総務課
71	市職員の障害者雇用の拡大	<p>○引き続き障害者雇用率が法定雇用率を上回るよう職員の計画的な採用を行います。</p> <p>○職場のバリアフリー化や就労形態の工夫により、障害のある人が働きやすい環境づくりに努めます。</p>	人事課
72	障害者雇用企業の評価	<p>○総合評価落札方式で行う工事入札において、障害のある人の雇用に積極的に取り組む企業を評価することにより、企業における障害のある人の雇用を促進します。</p>	契約検査課
73	障害者就業・生活支援センターとの連携強化	<p>○西三河南部西圏域の障害のある人の就労支援に関して中心的な役割を担う、障害者就業・生活支援センターとの連携強化を図ります。</p>	福祉総務課
74	起業への支援	<p>○刈谷市民活動支援基金の活用により、NPO法人の設立活動を支援します。</p> <p>○刈谷市民ボランティア活動センターにおける相談や講座等を通じ、NPOの設立活動を支援します。</p>	市民協働課
75	「農」と福祉の連携推進	<p>◎農業に取り組む障害者就労施設等に対し、農作物の販路について支援を行います。</p>	農政課

②個々に応じた就労支援

No.	事業名	方向性	担当課
76	就労移行支援	○福祉施設から一般就労等への移行に向けて、基礎的な訓練の実施、事業所内や企業における作業や実習、適性に合った職場探し、就労後における職場定着等、障害のある人の就労移行支援事業を行います。	福祉総務課
77	就労継続支援	○一般就労が困難な障害のある人等を対象に、通所により働く場を提供するとともに、知識及び能力向上のために必要な訓練を行う就労継続支援事業を行います。	福祉総務課
78	就労定着支援	○障害のある人の就労後における職場定着率の向上のために就労定着支援事業を行います。	福祉総務課

③総合的な就労支援施策の推進

No.	事業名	方向性	担当課
79	工賃水準の向上	○就労継続支援事業所等の工賃水準の向上を図るため、事業所製品の展示・販路拡大等に努めます。 ○「刈谷市障害者就労施設等からの物品及び役務の調達方針」を市内に広く周知し、就労継続支援事業所等からの物品、役務の調達を拡大します。	福祉総務課 社会福祉協議会
80	就職支度金の支給	○社会復帰の促進を図ることを目的として、就労移行支援事業を利用している人が、訓練を終了し就職等により自立する場合に就職支度金を支給します。	福祉総務課
81	障害のある人の雇用への理解促進	○障害のある人を雇用している企業や、企業で活躍している障害のある人の紹介を行う等、障害者雇用への理解の促進を図ります。	福祉総務課

(3)スポーツ・文化芸術活動

現状・課題

- 平成30年6月に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行され、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとなっています。また、令和元年6月に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」が行われ、市町村において、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進することが規定されています。
- ヒアリングによると、スポーツや文化芸術活動の参加のための環境整備や、障害があっても楽しめるイベント等の開催等、機会の提供が求められています。各種法律に基づき、障害のある人の生活を豊かにするためのスポーツ・文化芸術活動等への参加支援体制の充実やバリアフリー等を進めていく必要があります。
- アンケートによると、スポーツや文化芸術活動への参加意向が知的障害、精神障害のある人で約2割みられます。今後の参加希望は「コンサート・映画・スポーツなどの鑑賞」が3障害とも高くなっています。また、活動するための条件は、身体障害、知的障害のある人で、「身近なところで活動できる」、精神障害のある人で「経済的な負担が少ない」が高くなっています。
- 図書館においては視覚障害のある方も利用できる図書（大活字本、点字絵本、LLブック）を配備するとともに、音声訳ボランティアによる録音図書の提供、朗読サービスの活動支援を行っています。引き続き、すべての人が読書にふれ、読書を通じて生活を豊かにするための支援が必要です。

取組みの内容

①スポーツ・文化芸術活動の推進

No.	事業名	方向性	担当課
82	スポーツ大会激励金	○スポーツ大会への参加を支援するため、全国大会等に出場する障害のある人に激励金を交付します。	福祉総務課
83	スポーツ活動への参加支援	○スポーツ活動への障害のある人の参加を支援するため、ボランティアや指導者の育成に努めます。 ○総合型地域スポーツクラブ等で、障害のある人も参加できるプログラムの提供に努めます。	スポーツ課
84	スポーツ教室の開催	○一人でも多くの方がスポーツに親しめるよう、障害のある人が参加できるスポーツ教室を開催します。	福祉総務課 社会福祉協議会

No.	事業名	方向性	担当課
85	文化芸術活動機会の充実	○障害のある人が開催・参加する作品展・文化展等を支援します。	福祉総務課 社会福祉協議会
86	企画展の無料化	○障害のある人が文化芸術作品にふれられるよう、企画展の無料化を実施します。	文化観光課

②参加しやすい環境の整備

No.	事業名	方向性	担当課
87	文化施設等のバリアフリー化の推進	○文化施設等において、障害のある人が安心して活動できる環境を整備します。 ●磁気ループシステムの使用により、聴覚障害のある人が参加しやすい環境づくりを進めます。 ◎市の主催事業において、手話通訳・要約筆記の設置し、市民が文化に親しむ機会を創出します。	生涯学習課 文化観光課
88	市立図書館サービスの充実	○大活字本や録音図書等の充実、対面朗読や音訳資料の配送サービスの充実を図り、視覚障害のある人の利用を促進します。 ○ボランティアによる朗読サービスの活動を支援します。 ◎電子図書館の利用を促進していきます。	生涯学習課

基本目標3 人にやさしいまちづくり

(1)まちづくり

Ⅱ 現状・課題

- 障害のある人が安心・安全に地域生活を送るためには、周辺環境のバリアフリー化やユニバーサルデザイン化の推進が求められます。本市において、計画的に公共施設のバリアフリー化を行っています。今後も引き続き、整備を行う必要があります。
- 公共交通等の移動手段については、刈谷市公共施設連絡バス「かりまる」が市民の身近な移動手段として定着しています。一方でアンケートによると、外出時に困っていることとして、身体障害のある人で「公共交通機関が少ない」が最も高くなっています。バスの運行本数の増便、運行ダイヤ、バス停の待合環境等とともに、車いすで移動する際の歩道や施設の整備等、障害のある人の移動について更なる環境整備が求められます。
- 災害対策においては、平常時からの災害に強い地域づくりや備蓄品等の確保が重要です。「災害対策基本法」が令和3年5月に改正され、避難行動要支援者ごとの「個別避難計画」の作成が市町村の努力義務とされました。本市においても、個別避難計画の作成に向けて自主防災会や関係各課と協議を行い、具体的な手法を検討しています。
- アンケートによると、災害時の避難について知的障害のある人、障害のある子どもで、一人で避難できないと答える方が多く、災害時に困ることは身体障害のある人、知的障害のある人、障害のある子どもで「避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安」、精神障害のある人で「投薬や治療が受けられない」がそれぞれ最も高くなっています。知的障害のある人、障害のある子どもでは「周囲とコミュニケーションがとれない」も高くなっています。
- 障害者を含む避難行動要支援者については、災害時の避難場所に関する不安の声も多く聞かれます。本市では「避難所運営マニュアル」を作成し、災害時に配慮が必要な人を含めた対応を示しています。避難所における福祉スペースの確保や非常用電源やストーマ装具などの備蓄品における配慮、コミュニケーション支援ボードの配備等、多様な障害のある人への対応を進めています。
- ヒアリングによると、今後の必要な取組については、地域と連携した避難訓練や避難訓練を有効に行うための工夫に関する事、防災や災害対策に関する研修等に関する意見が比較的多くあげられています。また、災害発生時の情報伝達方法について周知、避難所における支援が求められています。

取組みの内容

①ユニバーサルデザインのまちづくり

No.	事業名	方向性	担当課
89	公共施設等のバリアフリー化の推進	<p>○新設する公共施設について、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインの考え方を取り入れた整備を行います。</p> <p>○既存の公共施設について、利用者の要望を把握しながらバリアフリー化を推進します。</p> <p>○投票所入り口の段差へのスロープ設置や、点字投票、代理投票等の制度について周知を行い、障害のある人が選挙に参加する機会を保障します。</p>	施設保全課 総務文書課
90	民間施設のバリアフリー化の促進	<p>○市内の民間施設に対し、バリアフリー化に関する啓発活動を行います。</p> <p>○多くの市民が利用する医療機関や金融機関、飲食店等、公共性の高い民間施設のバリアフリー化に対し、補助を行うとともに、制度を周知し利用を促進します。</p>	建築課
91	わかりやすいサインの整備	<p>○公共施設の案内板等の新設、修正において、障害のある人にもわかりやすい表示や色彩、デザインとなるよう努めます。</p>	都市交通課

②安全な移動の確保

No.	事業名	方向性	担当課
92	刈谷市公共施設連絡バス「かりまる」の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○刈谷市公共施設連絡バス「かりまる」を運行し、障害のある人や高齢者等の社会参加を促進します。 ○刈谷市公共施設連絡バス「かりまる」の利用者数が増加していることを踏まえ、路線の新設やバス停のシェルター、ベンチ等の整備を推進します。 ◎運行事業者と共にバリアフリー教育の実施に取組み、誰もが安心して利用できる環境を整えます。 	都市交通課
93	安全な歩行空間の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○電線類の地中化、自転車と歩行者の分離を行うなど、誰もが歩きやすい安全な歩行空間の創出を図ります。 ○段差の解消等を考慮した歩道整備等を推進します。 	道路建設課

③防災・防犯対策の推進

No.	事業名	方向性	担当課
94	防災に関する啓発の推進	<p>○防災講話や地区の防災訓練などを通じて障害のある人への理解を深めるとともに、障害のある人の防災訓練への参加を促進します。</p> <p>○要望に応じて、障害者福祉施設等に対し防災知識の普及や啓発を行います。</p>	危機管理課 福祉総務課
95	避難行動要支援者の把握と地域のネットワークの構築	<p>○地域、関係機関及び関係課が連携し、避難行動要支援者の把握を進めるとともに、個人情報等に配慮しながら情報の一元化と共有体制を整備します。</p> <p>○地域、関係機関及び関係課が連携し、避難行動要支援者の個別避難計画を作成していきます。</p>	危機管理課 福祉総務課
96	災害時等の情報伝達	<p>○災害時等に適切に情報を伝達できるよう多様な手段を活用し、障害特性に配慮した情報の伝達を行います。</p>	危機管理課
97	避難所等における配慮	<p>○避難所において障害のある人が生活に困らないよう、必要な配慮について共有化を図ります。</p> <p>○関係機関と連携し、一般避難所の福祉スペース、福祉避難所及び医療救護所の充実を図ります。</p> <p>○聴覚障害のある人に状況説明や物資の配給等の情報が伝わるよう、文字情報を提供します。</p> <p>○医師会等関係団体との連携のもと、災害時の医療体制を整備します。</p>	危機管理課 福祉総務課 健康推進課 子育て支援課 教育総務課
98	防犯対策の推進	<p>○市民だより等で、家庭における防犯対策等の啓発を行います。</p> <p>○刈谷市メール配信サービスを活用し、防犯に関する情報を提供し、注意を促します。</p> <p>○市民相談や消費生活相談を実施します。</p> <p>◎消費者安全確保地域協議会を通じて、社会福祉協議会や警察と連携しながら消費者被害防止の啓発に努めます。</p>	くらし安心課

(2) 障害と障害のある人への理解

Ⅱ 現状・課題

- 障害のある人は、様々な場面で差別や不利益等を感じています。アンケートによると、本市の障害者施策のうち、特に取り組む必要があるとされる『満足度が低く、重要度が高い』事項は3障害いずれも「障害と障害のある人への理解」となっています。「差別解消法」では障害を理由とする差別的取り扱いの禁止や合理的配慮の提供が定められていますが、まだ十分とは言えません。
- 平成27年に国連で採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」では、「誰一人取り残さない」という理念が掲げられています。誰もが障害のあるなしに関わらず、相互に尊重し合える社会となるよう、市民一人ひとりの、障害や障害のある人に関する正しい理解を深めていく必要があります。
- ヒアリングでは、共生社会の実現に向けて福祉実践教育等、教育についての意見や障害のある人・ない人関わらず交流できる機会の充実についての意見が多くあがっています。相互理解のためには、知識のみではなく、交流等を通じて実際にふれあえる機会があることが大切です。
- 令和3年5月に改正された「障害者差別解消法」では、事業所による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されます。事業所においても、障害のある人の特性や職場の状況を踏まえた合理的配慮の取り入れについて、理解を深めるとともに実践していくことが求められます。

取組みの内容

① 広報・啓発の推進

No.	事業名	方向性	担当課
99	市民の理解促進	<ul style="list-style-type: none"> ○市民だよりやホームページ、社会福祉協議会の機関紙等を通じ、障害や障害のある人への理解を進める広報・啓発活動を行います。 ○障害特性の理解と対応方法について広報・啓発活動を行います。 ○障害者週間の周知やヘルプマークなど障害のある人に関するマーク等の普及・啓発を図ります。 ○障害を理由とする差別の解消を推進するため、「障害者差別解消法」の周知を行います。 	福祉総務課 社会福祉協議会
100	市職員等の理解促進	<ul style="list-style-type: none"> ○市職員を対象として福祉体験研修や人権研修等を実施し、障害の特性や障害のある人についての理解の促進を図ります。 	人事課 福祉総務課

② 福祉教育の推進

No.	事業名	方向性	担当課
101	学校における福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○小中学校において、社会福祉協議会との連携による福祉実践教育を実施します。講義やボランティア体験学習等の実施により、障害者福祉等に関する知識や理解を深め、将来的なボランティアの担い手の育成を図ります。 ○小中学校の「総合的な学習の時間」等の中で、福祉をテーマとした学習を進めます。 ○交流学习を通じて、障害のある児童生徒についての正しい理解と接する上で必要な配慮を身につけていきます。 	学校教育課 社会福祉協議会
102	教職員の障害者理解	<ul style="list-style-type: none"> ○小中学校の教職員を対象に研修等を実施し、障害と障害のある児童生徒についての知識を深めます。 	学校教育課

③交流活動の推進

No.	事業名	方向性	担当課
103	施設祭り・イベントの開催支援	<p>○障害者支援施設等において、地域住民との交流が図られるよう、夏祭り等のふれあいの場づくりを支援します。</p> <p>○障害のある人に対し、各種行事等に障害のある人が参加しやすくなるよう、啓発を行います。</p>	<p>福祉総務課 社会福祉協議会</p>
104	児童生徒の交流	<p>○障害のある児童生徒と障害のない児童生徒の相互理解を深めるため、特別支援学校と小中学校、保育園、幼稚園等との交流の機会を設けます。</p>	<p>学校教育課 子ども課</p>

(3) 地域福祉の推進

Ⅱ 現状・課題

- 本市では、「第4次刈谷市地域福祉計画」において“参加と支え合いで築く 共に暮らせるまち”を基本理念に掲げ、地域共生社会の実現に向けて地域における福祉活動の活性化や支援体制に関する事項を定めています。
- 福祉分野の方向性として、令和3年4月に施行された改正社会福祉法により、市町村において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築が求められており、福祉部門における庁内連携や関係機関との連携、地域づくりの活性化により一層取り組んでいく必要があります。
- 市内では、様々な当事者団体が活動しており、会員相互の連携や障害の理解を促進する取り組みを行っていますが、多くの団体で会員数の減少が課題となっており、加入者の促進のための団体の周知が必要です。
- ボランティア団体は、障害者のコミュニケーション支援や相互理解等に関して重要な役割を担っています。アンケートでは、障害のある人が受けたいボランティアとして「緊急時の連絡や応対」がいずれの障害においても高くなっており、マッチングやニーズに応じたボランティアの育成も求められます。ヒアリングによると、サービス事業所においても、ボランティアの参加受入の仕組みづくりや情報提供、地域の人との交流の機会の創出が求められており、多様な主体との連携やコーディネート等も必要となっています。
- 障害当事者の重要な活動の一つに、ピアサポート活動があります。ヒアリングによると、事業所においてピアサポートに従事する方がいる割合は約3%となっており、ピアサポーターの育成、強化が必要です。

取組みの内容

①地域福祉活動の推進

No.	事業名	方向性	担当課
105	ボランティアの育成と活動支援	○刈谷市民ボランティア活動センターと社会福祉協議会ボランティアセンターとの連携を強化し、ボランティアに関する情報提供や相談、活動のコーディネートを行います。	市民協働課 社会福祉協議会
106	地域住民の理解と支援	○障害のある人が地域で自立した生活を送ることができる環境づくりや、災害時の避難支援の充実に向け、地域の支えあい・助けあい活動を促進します。 ○地区社会福祉協議会の活動支援を行い、地域の支えあい・助けあい活動を促進します。	福祉総務課 社会福祉協議会
107	障害のある人の社会貢献活動の支援	○障害のある人が他の障害のある人を支援する「ピアサポート」「ピアカウンセリング」等の障害のある人が行う社会貢献活動を促進します。	福祉総務課

②関係団体との連携

No.	事業名	方向性	担当課
108	民生委員・児童委員の活動促進	○地域の福祉活動の相談役、推進役として重要な役割を担う民生委員・児童委員に対し、障害や障害のある人に関する知識を深めるための研修等の開催や、関係機関との連携について支援します。	福祉総務課
109	当事者団体の活動への支援と交流促進	○活動場所や情報の提供等を通じ、団体の主体性を尊重した活動支援を行います。 ○希望する人が加入できるよう、当事者団体の活動のPRを行います。	福祉総務課

第3部

第7期障害福祉計画

第3期障害児福祉計画

第1章 サービス利用の状況

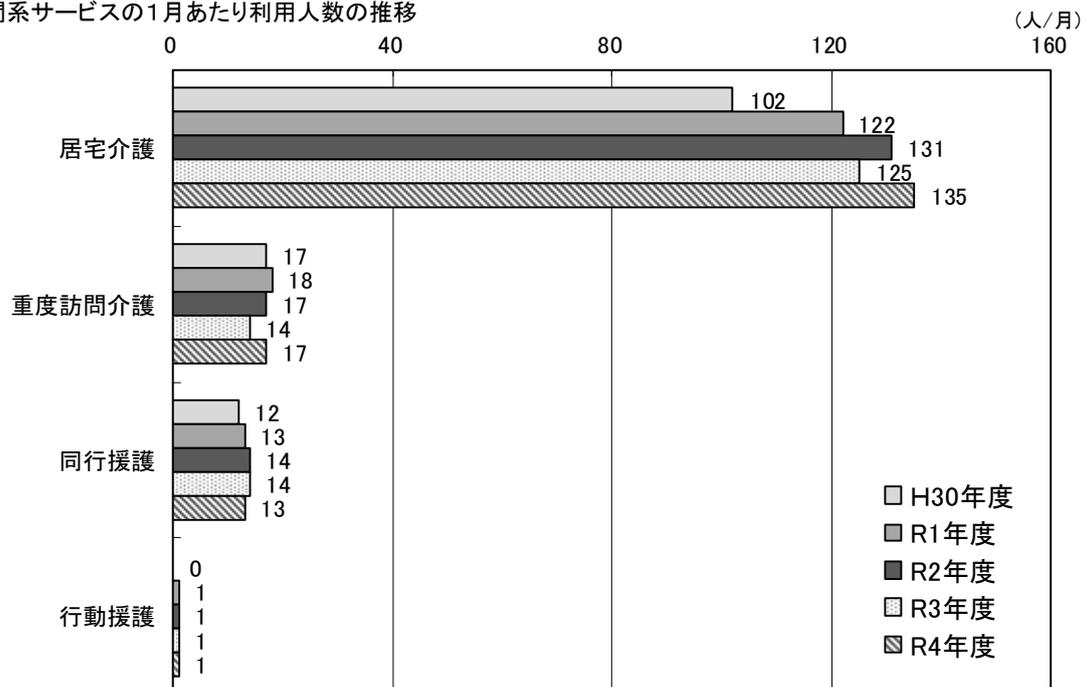
1 障害福祉サービス等の提供状況

(1) 訪問系サービス

○居宅介護の1月あたりの利用人数は、増減しながら増加傾向となっています。

区分		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
居宅介護	人/月	102	122	131	125	135
	時間/月	1,462	2,066	2,615	2,545	3,124
重度訪問介護	人/月	17	18	17	14	17
	時間/月	3,006	4,070	4,096	4,538	4,462
同行援護	人/月	12	13	14	14	13
	時間/月	99	112	122	108	106
行動援護	人/月	0	1	1	1	1
	時間/月	0	18	16	25	36
重度障害者等包括支援	人/月	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0

■訪問系サービスの1月あたり利用人数の推移



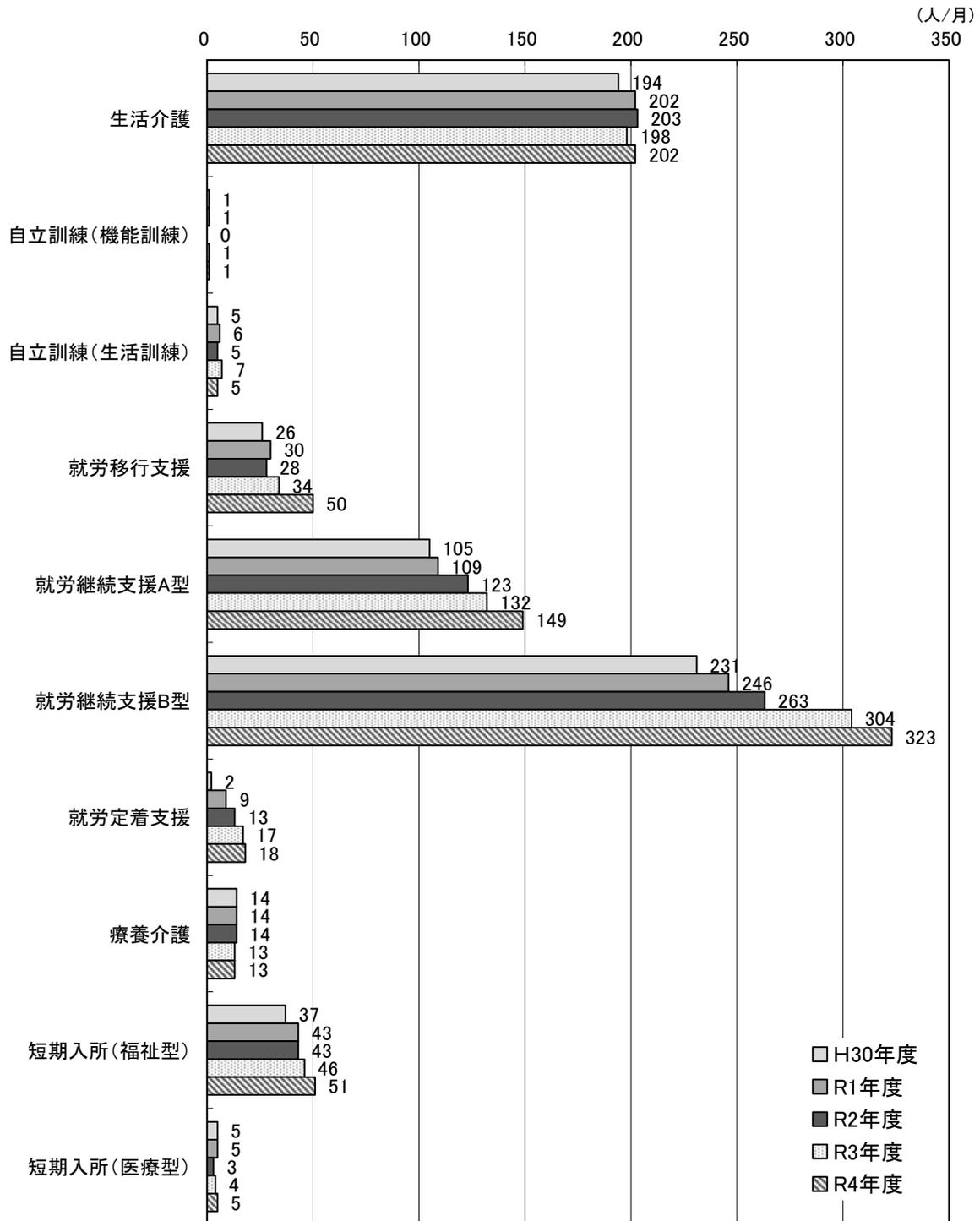
資料：福祉総務課

(2) 日中活動系サービス

○就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、短期入所は、1月あたりの利用人数が増加しており、特に、就労継続支援A型、就労継続支援B型の利用者は急増しています。

区分		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
生活介護	人/月	194	202	203	198	202
	人日/月	3,999	3,872	3,926	3,861	3,865
自立訓練 (機能訓練)	人/月	1	1	0	1	1
	人日/月	14	4	0	3	5
自立訓練 (生活訓練)	人/月	5	6	5	7	5
	人日/月	34	45	44	59	50
就労移行支援	人/月	26	30	28	34	50
	人日/月	436	480	475	599	831
就労継続支援 (A型)	人/月	105	109	123	132	149
	人日/月	2,044	2,112	2,378	2,595	2,891
就労継続支援 (B型)	人/月	231	246	263	304	323
	人日/月	3,996	4,272	4,561	5,134	5,418
就労定着支援	人/月	2	9	13	17	18
療養介護	人/月	14	14	14	13	13
短期入所 (福祉型)	人/月	37	43	43	46	51
	人日/月	274	344	327	390	367
短期入所 (医療型)	人/月	5	5	3	4	5
	人日/月	25	22	22	23	27

■日中活動系サービスの1月あたり利用人数の推移



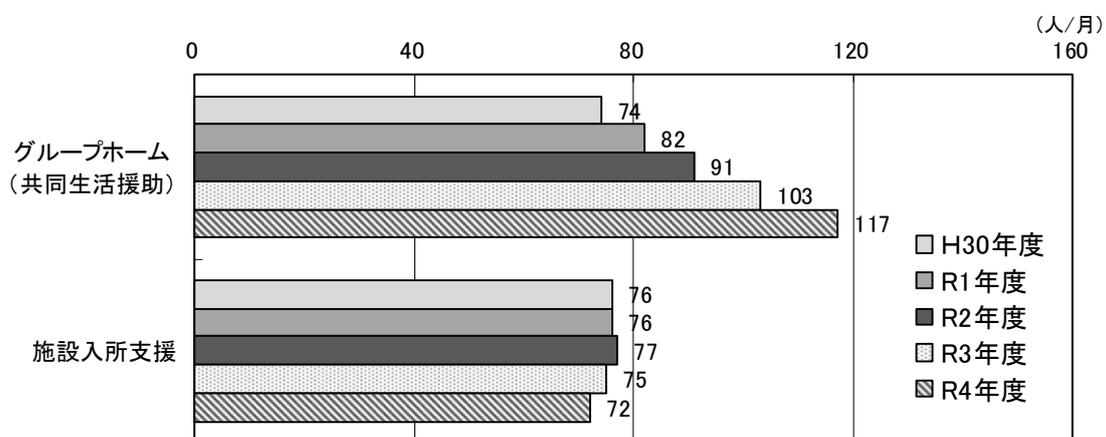
(3) 居住系サービス

○グループホーム（共同生活援助）は、利用者数が増加しています。

○施設入所支援は、利用者数が減少しています。

区分		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
自立生活援助	人/月	0	0	0	0	0
グループホーム （共同生活援助）	人/月	74	82	91	103	117
施設入所施設	人/月	76	76	77	75	72

■居住系サービスの1月あたり利用人数の推移



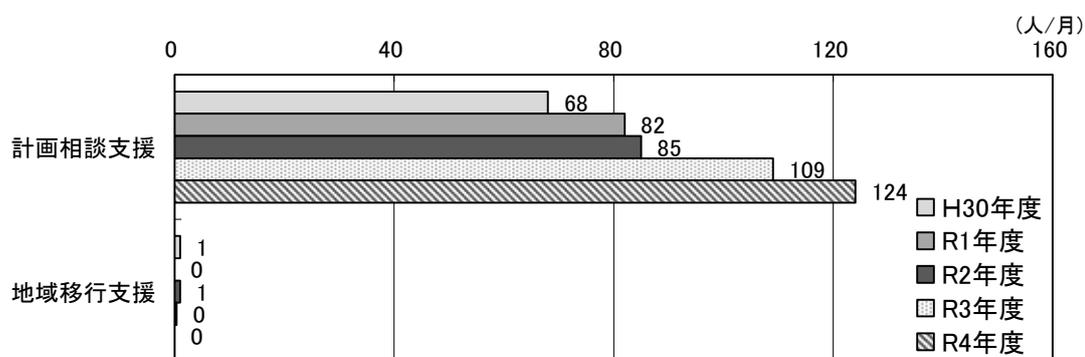
(4) 計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援

○相談支援（サービス利用計画の作成）は利用が増加しています。

○地域定着支援は、平成24年度から位置付けられているサービスですが、まだ本市での利用はありません。

区分		H30 年度	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度
計画相談支援	人/月	68	82	85	109	124
地域移行支援	人/月	1	0	1	0	0
地域定着支援	人/月	0	0	0	0	0

■相談支援の1月あたり利用人数の推移



2 地域生活支援事業の利用状況

○手話通訳者派遣事業、日中一時支援で増加しています。

①理解促進研修・啓発事業

区分		H30 年度	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有

②自発的活動支援事業

区分		H30 年度	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有

③相談支援事業

区分		H30 年度	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度
基本相談支援事業	か所	4	4	4	5	5
基幹相談支援センター	か所	1	1	1	1	1
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有

④成年後見制度利用支援事業

区分		H30 年度	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度
成年後見制度利用支援事業	件	3	1	0	0	1
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有

⑤日常生活用具給付等事業

区分		H30 年度	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度
介護訓練支援用具	件	0	7	7	8	11
自立生活支援用具	件	10	8	20	19	18
在宅療養等支援用具	件	23	31	40	54	22
情報・意思疎通支援用具	件	17	18	29	17	18
排泄管理支援用具	件	2,167	2,346	2,503	2,547	2,386
居室生活動作補助用具 (住宅改修費)	件	1	0	0	0	0

⑥意思疎通支援事業(コミュニケーション支援事業)

区分		H30 年度	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度
手話通訳者設置事業	人	1	1	1	1	1
手話通訳者派遣事業	件	251	272	267	246	301
要約筆記者派遣事業	件	21	17	25	16	40

⑦手話奉仕員養成研修事業

区分		H30 年度	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度
手話奉仕員養成研修事業	修了者数	13	13	0	16	20

⑧移動支援事業

区分		H30 年度	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度
移動支援事業	人/月	111	104	73	80	83
	時間/月	1,034	1,010	627	623	669

⑨地域活動支援センター事業

区分		H30 年度	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度
地域活動支援センター事業	か所	6	6	6	5	5
	人/月	63	63	55	57	50

⑩任意事業

区分		H30 年度	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度
移動入浴事業	人/月	7	9	9	7	6
日中一時支援事業	人/月	42	61	63	66	73
	回/月	222	408	466	472	528
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	講座数	4	4	3	3	4
	定員数	180	180	60	64	84
文化芸術活動振興	講座数	5	5	5	6	6
	定員数	100	100	100	68	106
自動車運転免許取得・改造助成	人	7	9	11	7	9

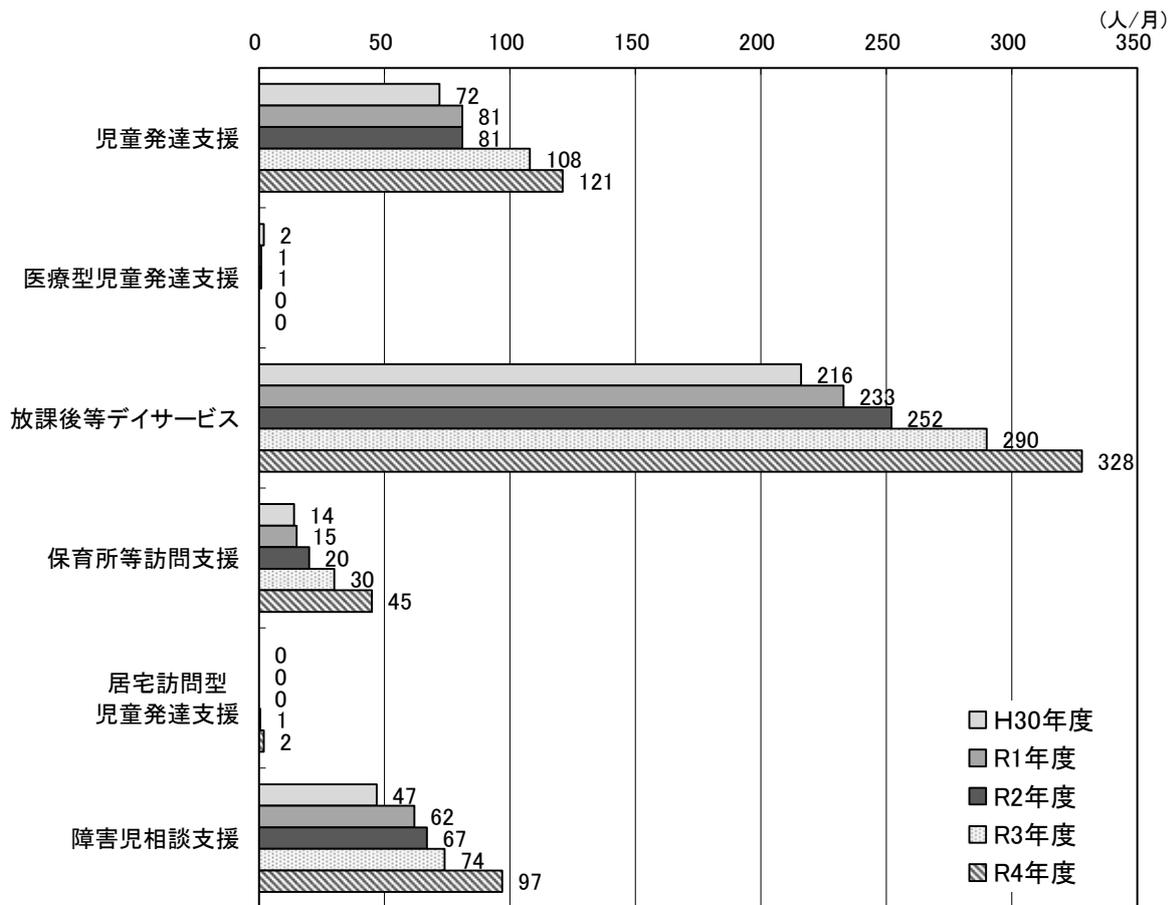
3 障害児通所支援等の利用状況

○児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援は、市内事業所が増加したため、利用者が大幅に増えています。

区分		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
児童発達支援	人/月	72	81	81	108	121
	人日/月	881	1,019	1,024	1,289	1,518
医療型児童発達支援	人/月	2	1	1	0	0
	人日/月	14	9	7	0	0
放課後等デイサービス	人/月	216	233	252	290	328
	人日/月	2,458	2,720	3,143	3,610	4,217
保育所等訪問支援	人/月	14	15	20	30	45
	人日/月	16	16	20	31	49
居宅訪問型児童発達支援	人/月	0	0	0	1	2
	人日/月	0	0	0	1	4
障害児相談支援	人/月	47	62	67	74	97

区分		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人	2	3	4	6	6

■児童福祉法に基づくサービスの1月あたり利用人数の推移



4 市内事業所の状況

本市で障害福祉サービス等を提供する事業所は、

■市内事業所の状況

種類		事業所数	
障害福祉サービス	訪問系サービス	居宅介護	
		重度訪問介護	
		同行援護	
		行動援護	
	日中活動系サービス	生活介護	
		自立訓練（機能訓練）	
		自立訓練（生活訓練）	
		就労移行支援	
		就労継続支援A型	
		就労継続支援B型	
		療養介護	
	短期入所		
	居住系サービス	グループホーム	
		施設入所支援	
	相談支援	計画相談支援	
		地域移行支援	
地域定着支援			
地域生活支援事業	移動支援		
	地域活動支援センター		
	移動入浴		
	日中一時支援		
障害児通所支援等	児童発達支援		
	放課後等デイサービス		
	保育所等訪問支援		
	障害児相談支援		

令和5年9月現在

第2章 成果目標の設定

1 国の成果目標

国の示す基本指針を踏まえるとともに、本市における過去の実績と地域の実情を考慮し、数値目標を設定し、それらの達成を目指し、施策を推進します。

■国の示す成果目標（計画期間が終了する令和8年度末の目標）

番号	項目	内容
1	地域生活移行者数	・令和8（2026）年度末時点で、令和4（2022）年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活に移行
	施設入所者数	・令和8（2026）年度末時点で、令和4（2022）年度末時点の施設入所者数から5%以上削減
2	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 ※成果目標の設定は県	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者の精神病床からの退院後1年以内の地域における平均生活日数：325.3日以上 ・精神病床における65歳以上の1年以上の入院患者数及び令和8年度末の精神病床における65歳未満の1年以上の長期入院患者数を目標値として設定 ・精神病床における早期退院率： 3か月後68.9%以上 6か月後84.5%以上 1年後91.0%以上
3	地域生活支援拠点等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・令和8（2026）年度末までの間、市町村または圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年1回以上運用状況を検証、検討 ・強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において新規ニーズを把握し、支援体制の整備を進める
4	一般就労移行者数	<ul style="list-style-type: none"> ・令和8（2026）年度中の移行者数が、令和3（2021）年度実績の1.28倍以上 ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上
	就労移行支援における一般就労移行者数	・令和8（2026）年度中の移行者数が、令和3（2021）年度実績の1.31倍以上

番号	項目	内容
4	就労継続支援A型における一般就労移行者数	・令和8（2026）年度中の移行者数が、令和3（2021）年度実績の1.29倍以上
	就労継続支援B型における一般就労移行者数	・令和8（2026）年度中の移行者数が、令和3（2021）年度実績の1.28倍以上
	就労定着支援事業の利用者数	・令和3（2021）年度実績の1.41倍以上
	就労定着支援事業の就労定着率	・就労定着率が2割5分以上（利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業者の割合）
5	障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進	・令和8（2026）年度末までに、児童発達支援センターを市町村または圏域に少なくとも1か所以上設置 ・令和8（2026）年度末までに、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築
	重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	・令和8（2026）年度末までに、市町村または圏域に少なくとも1か所以上確保
	重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	・令和8（2026）年度末までに、市町村または圏域に少なくとも1か所以上確保
	医療的ケア児支援のための協議の場	・令和8（2026）年度末までに、都道府県、圏域及び市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置
	医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	・令和8（2026）年度末までに、都道府県、圏域及び市町村において、医療的ケア児等に関するコーディネーター配置
6	相談支援体制の充実・強化等に向けた取り組みの実施体制	・令和8（2026）年度末までに、市町村または圏域において、基幹相談支援センターの設置と、相談支援体制の強化を図る体制を確保 ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等
7	サービスの質の向上を図るための取り組みに係る体制の構築	・令和8（2026）年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取り組みに係る体制を構築

2 本市の成果目標

第3章 障害福祉サービス等の見込み

1 障害福祉サービスの見込み

2 地域生活支援事業の見込み

3 障害児通所支援等に関するサービスの見込み

第4部 計画の推進体制

1 計画の広報・周知

2 計画の推進

3 計画の進捗管理

資料編